

揖保川処理区下水道管路施設維持管理等業務委託
(管理・更新一体マネジメント方式)

要求水準書（案）

令和８年９月

姫路市上下水道局

本要求水準書は、姫路市（以下「本市」という。）が実施する揖保川処理区下水道管路施設維持管理等業務委託（管理・更新一体マネジメント方式）（以下「本事業」という。）を委託するため、本事業の契約相手方となる民間事業者（以下「事業者」という。）に求める業務の要求水準と事業者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めるものである。

本事業は、本要求水準書のほか、本事業に係る図書及び本事業の総合評価落札方式による制限付一般競争入札に係る図書に提示された条件及び事業者の技術提案に基づいて行うものとする。

目 次

第1章 総 則	1
1.1 業務目的	1
1.2 業務概要	1
1.3 業務期間	2
1.4 業務履行の基本原則及び遵守事項	3
1.4.1 基本事項	3
1.4.2 中立性の堅持	3
1.4.3 公益確保の義務	3
1.4.4 法令等の遵守	3
1.4.5 秘密の保持等	3
1.4.6 契約からの暴力団排除について	4
1.5 業務実施体制及び運営管理	4
1.5.1 業務実施体制	4
1.5.2 再委託先及び下請負人の届出	4
1.5.3 提出書類	4
1.5.4 官公署等への手続き	5
1.5.5 工程管理	5
1.5.6 打合せ及び記録	5
1.5.7 業務の事務所等	6
1.5.8 資機材の準備	6
1.5.9 貸与資料及び貸与品	6
1.5.10 参考図書	7
1.6 対外対応、責任及びリスク管理	7
1.6.1 不誠実な行為等の禁止	7
1.6.2 協力義務	7
1.6.3 地域住民等との協調	7
1.6.4 現地の境界等	8
1.6.5 証明書の交付	8
1.6.6 費用の負担	8
1.6.7 損害賠償及び補償	8
1.6.8 リスク分担	9

1.7	プロフィットシェア	9
1.8	用語の定義	9
第2章	安全管理	11
2.1	一般事項	11
2.2	安全教育	11
2.3	労働災害防止	11
2.4	公衆災害防止	12
2.5	電気災害の防止	12
2.6	クレーン災害の防止	13
2.7	局地的な大雨等による安全管理	13
2.8	道路使用許可	14
2.9	警察等関係機関との協議	14
2.10	地下埋設物件の事故防止	14
2.11	保険	14
2.12	その他	14
第3章	業務全般の要求水準	15
3.1	共通事項	15
3.2	一般事項	15
3.2.1	性能発注の考え方	15
3.2.2	作業実施に係る共通手続き	15
3.2.3	情報管理・異常時対応	16
3.2.4	作業の記録に関する共通的取扱い	16
3.2.5	作業方法	17
3.3	業務計画	17
3.3.1	全体業務計画書	17
3.3.2	年間業務計画書	18
3.3.3	月間業務計画書	19
3.4	モニタリング	20
3.5	業務報告	20
3.5.1	月間業務報告書	20
3.5.2	年間業務報告書	20

3.5.3 業務完了報告書	21
3.6 対価及び精算方法	21
3.7 総価契約単価合意方式	22
第4章 統括管理業務の要求水準	24
4.1 統括管理業務の概要	24
4.1.1 統括マネジメント工	25
第5章 管路施設の要求水準	29
5.1 業務内容	29
5.2 維持管理業務の要求水準	29
5.2.1 日常的業務の概要	29
5.2.2 住民対応工	30
5.2.3 事故対応工	30
5.2.4 他工事等立会工	31
5.2.5 修繕工	31
5.2.6 巡視工	31
5.2.7 定期清掃工（伏せ越し管渠等）	32
5.2.8 検査業務	32
5.2.9 計画的業務の概要	33
5.2.10 腐食環境下点検工	33
5.2.11 本管 TV カメラ調査工（φ150 mm以上～φ800 mm未満）	33
5.2.12 本管テレビカメラ調査工（φ800 mm以上～φ1500 mm未満）	34
5.2.13 本管潜行目視調査工（φ800 mm以上）	34
5.2.14 管口カメラ点検工（600 mm未満）	35
5.2.15 管口カメラ点検工（φ600 mm以上～φ2000 mm未満）	35
5.2.16 浮流式カメラ点検工（φ800 mm以上～φ2,000 mm未満）	35
5.2.17 地上点検工（人孔深 3m以下）	35
5.2.18 点検工（人孔深 6m以下）	35
5.3 改築更新業務の要求水準	36
5.3.1 計画作成業務の概要	36
5.3.2 更新計画案作成工	36
5.3.3 設計業務の概要	37
5.3.4 詳細設計（管渠更生）	38
5.3.5 詳細設計（マンホール更生）	38
5.3.6 改築工事の概要	38

5.3.7 改築工事（管渠更生）	38
5.3.8 改築工事（マンホール更生）	38
第6章 マンホールポンプの要求水準	39
6.1 業務内容	39
6.2 維持管理業務の要求水準	39
6.2.1 日常的業務の概要	39
6.2.2 マンホールポンプ点検工	39
6.2.3 警報対応工	40
6.2.4 修繕工	40
6.3 改築更新業務の要求水準	41
6.3.1 計画作成業務の概要	41
6.3.2 更新計画案作成工	41
6.3.3 設計業務の概要	42
6.3.4 詳細設計	42
6.3.5 改築工事の概要	43
6.3.6 改築工事	43
第7章 雨水ポンプ場の要求水準	44
7.1 業務内容	44
7.2 維持管理業務の要求水準	44
7.2.1 日常的業務の概要	44
7.2.2 雨水ポンプ場運転管理工〔仕様発注〕	44
7.2.3 雨水ポンプ場点検工〔仕様発注〕	45
7.2.4 警報対応工	46
7.2.5 修繕工	46
7.3 改築更新業務の要求水準	46
7.3.1 計画作成業務の概要	46
7.3.2 更新計画案作成工	46
第8章 計画事業用地の要求水準	47
8.1 業務内容	47
8.2 維持管理業務の要求水準	47
8.2.1 日常的業務の概要	47
8.2.2 計画事業用地管理工	47
第9章 災害対応業務の要求水準	48

9.1 被災状況把握等	48
9.2 二次災害防止等緊急措置・対応	48
第10章 その他	49
10.1 業務の引継ぎ	49
10.2 廃棄物管理	49
10.3 性能規定	50
10.4 その他	51
目録（別紙）	52
【別紙1】業務概要（参考）	53
【別紙2】遵守法令等	62
【別紙3】業務実施体制	63
【別紙4】業務着手前後の提出図書	67
【別紙5】業務履行期間中の提出図書	70
【別紙6】業務完了時の提出図書	71
【別紙7】準備資機材（参考）	72
【別紙8】参考図書	73
【別紙9】流入実績等（マンホールポンプ・雨水ポンプ場）	75
【別紙10】リスク分担表（案）	82
【別紙11】雨水ポンプ場及びマンホールポンプ点検の記録方法等	83
【別紙12】災害時維持修繕協定（案）	102

第1章 総 則

1.1 業務目的

本事業は、本市が所管する下水道施設のうち管路施設、マンホールポンプ形式ポンプ場（以下「マンホールポンプ」という。）、雨水ポンプ場などの維持管理業務及び改築更新業務等について、事業者のノウハウや創意工夫等を促し、効率的な業務が実現できるように複数年契約で包括的に委託するものである。

また、下水道施設の事後保全対応の高度化をはじめ、予防保全型の維持管理へと転換させること、維持管理情報を反映した更新計画案の作成による効率的な改築工事を総合的に実施することで、業務の効率化及びサービスレベルの向上を図ることを目的とする。

さらに、新たにプロフィットシェアの仕組みを導入し活用することで、将来を見据えた具体的かつ安定的な要求水準（サービスレベル）の確立を目指す。

この目的を達成するために、下水道施設における複数の業務を包括的（管理・更新一体マネジメント方式）かつ複数年契約（10 年）で行い、国が推進する「水の官民連携（レベル 3.5）更新実施型」により委託を行うものである。

（1）長期契約

本事業の契約期間は、令和 9 年 12 月 1 日から令和 19 年 11 月 30 日までの 10 年間とする。なお、本事業の円滑な開始を目的として、業務準備及び事業終了時の業務引継ぎを実施するため、契約期間の前後に必要な期間を設けることとする。

（2）性能発注

本事業は、事業者による創意工夫やノウハウ等を最大限に活用するため、性能発注を原則とする。

（3）維持管理と更新の一体マネジメント

本事業は、同一の対象施設に対し、維持管理と改築工事に関する業務範囲が設定されることで、より効率的に事業が運営できると考え、維持管理を行う事業者の視点から、より効率的な更新計画案の作成や改築工事の実施を求めるものである。

（4）プロフィットシェア

本事業では、事業者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト縮減分（プロフィット）を官民で分配する仕組みを導入することとする。ライフサイクルコストの縮減効果に基づく官民の分配割合は、本市と事業者とで別途協議（1. 8（1）に定義する。）の上、決定することとし、その旨を基本契約書に明記する。

1.2 業務概要

（1）本要求水準書は、本市が発注する本事業に適用する。事業者は、本要求水準書に従い、誠実かつ安全に業務を履行すること。なお、本要求水準書に疑義が生じた場合は、本市と事業者との協議により決定するものとする。

（2）本事業の業務場所は、姫路市網干区興浜ほか揖保川流域関連姫路市公共下水道（揖

保川処理区内)とする。詳細については、【別紙１】（業務概要（参考））に示すとおりである。ただし、本件施設（１．８（２）に定義する。）と一体として取り扱うことが効率的な場合、若しくは、重大な施設の機能障害又は事故が発生した場合は、揖保川処理区内に限らず処理区境を越えて対象場所とする場合がある。

（３）本事業の本件施設は、公共下水道管路施設のうち、合流式と分流式污水及び分流式雨水の管路施設（管渠、マンホール、取付管、公共ます及びこれらに付帯する施設）、マンホールポンプ、雨水ポンプ場、計画事業用地を対象とする。なお、皮革排水に係る管路施設及び前処理場は除くものとする。

（４）事業者が行う業務の範囲は以下のとおりとする。業務内容の詳細は【別紙１】（業務概要（参考））に示すとおりとする。

業務概要		
対象施設	対象業務	発注方式
対象施設共通	・統括管理業務	性能発注
管路施設	・維持管理業務 ・改築更新業務	性能発注
マンホールポンプ	・維持管理業務 ・改築更新業務	性能発注
雨水ポンプ場	・維持管理業務 ・改築更新業務	性能発注（ただし、運転管理工及び点検工は仕様発注）
計画事業用地	・維持管理業務	性能発注
下水道施設全体	・災害対応業務	原則、性能発注

（５）本件各業務（１．８（３）に定義する。）の実施数量は、【別紙１】（業務概要（参考））を参考として、事業者自らの裁量により、人員、時期、機器、方法などを踏まえて提案できるものとし、本市と事業者との協議により決定する。なお、別紙１の概算数量は、当初の想定であり、全数量の実施を約するものではないことに留意すること。

（６）業務の実施において、実際の現場との数量の差異や必要な工種の追加、条件の変更等により支払金額が増加し、履行期間終了までに予算額に達することが見込まれる場合は、事前に両者協議のうえ、業務内容について決定するものとする。特に、緊急対応が必要な維持管理業務及び改築更新業務の実施・支払状況によっては、実施想定数量を調整する場合がある。実施にあたっては、緊急度や実施・支払状況により、適宜実施箇所、数量及び内容等を変更・調整するものとする。

１．３ 業務期間

本事業における期間の定めについては次のとおりとする。

ア 業務準備期間 基本契約締結日の翌日から令和９年１１月３０日まで

イ 業務履行期間 令和９年１２月１日から令和１９年１１月３０日まで（１０年間）

ウ 業務引継期間 令和１９年６月１日から令和１９年１１月３０日まで（６か月間）

業務期間において、委託業務の内容の変更により追加の期間が必要な場合その他本市が必要と認める場合は、本市と事業者との協議により、業務履行期間及び業務引継

期間を延長する場合がある。

1.4 業務履行の基本原則及び遵守事項

1.4.1 基本事項

- (1) 本要求水準書は、本事業を実施する上で、事業者が満たすべき最低限の要件である。業務実施の具体的内容・手法等は、事業者の創意工夫による提案を基に、本市及び事業者の合意によって決定するものとする。
- (2) 事業者は、下水道使用者等が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、本件施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか本事業に関する契約書及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、本件施設を適切に維持管理するほか、各種計画策定、設計、施工等を行うものとする。
- (3) 履行期間中においては、下水道事業等を取り巻く環境の変化を踏まえて、本市又は事業者は、必要に応じて相手方に要求水準変更の協議を申し入れることができ、両者が合意すれば要求水準を変更することができる。

1.4.2 中立性の堅持

事業者は、本件各業務の実施に当たり、特定の工法、技術、製品又は維持管理手法に不当に偏ることなく、本件施設の機能確保、効率性、経済性及び安全性を総合的に勘案し、常に中立的かつ合理的な判断に基づき本事業を履行すること。

1.4.3 公益確保の義務

事業者は、本事業を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めること。

1.4.4 法令等の遵守

- (1) 事業者は、本事業を実施するに当たり【別紙2】（遵守法令等）に掲げる法令のほか、法律及びこれに関連する法令、条例、規則その他関連法規等を遵守すること。
- (2) 事業者は、本市が他企業と締結している協定のうち、本事業に関連するものについて、本市から要請があった場合は、その履行に必要な範囲で協力すること。
- (3) 事業者は、本件各業務の内容が前二項の関係諸法等に照らし、不相当又は矛盾していることが判明した場合には直ちに本市に報告（1.8（4）に定義する。）し確認を求めること。
- (4) 事業者が使役する全ての使用人等（以下「従事者」という。）に対する関係諸法令の運用、適用は、事業者の責任と負担において行うこと。

1.4.5 秘密の保持等

- (1) 事業者は、本事業の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本事業の実施により得られた資料及び成果の所有は、本市に帰属するものとし、事業者は本市の承諾（1.8（5）に定義する。）なくこれらを公表してはならない。

1.4.6 契約からの暴力団排除について

- (1) 本市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和4年4月1日制定）に基づき、事業者は本件契約（1.8（6）に定義する。）の締結時に、姫路市上下水道事業管理者宛てに誓約書を提出（1.8（7）に定義する。）すること。また、再委託先又は下請負人については、本件各業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせる契約（以下「再委託等」という。）の契約時に、姫路市上下水道事業管理者宛ての誓約書を提出させること。
- (2) 事業者は、再委託契約後速やかに前項の再委託先からの誓約書を取りまとめ、本市に提出すること。

1.5 業務実施体制及び運営管理

1.5.1 業務実施体制

事業者は、本件契約締結後、速やかに本件契約の規定に基づく【別紙3】（業務実施体制）に定める体制を整えるとともに、入札において自ら提案した業務実施体制についても、これを確実に配置しなければならない。

1.5.2 再委託先及び下請負人の届出

- (1) 原則として、事業者は、本件各業務に係る主たる業務を再委託等に付してはならない。なお、主たる業務とは、次に掲げる業務をいう。
 - ア 統括管理業務のうち、統括マネジメント工
 - イ 管路施設の維持管理業務のうち、住民対応工及び事故対応工
 - ウ 管渠の改築更新業務のうち、更新計画案作成工
 - エ 施設の改築更新業務のうち、更新計画案作成工
- (2) 前項の規定にかかわらず、業務の一部については、本市の承諾を得た場合に限り、再委託等を行うことができるものとする。
- (3) 再委託先（協力先、協力企業その他名称のいかんを問わず、本事業の実施に当たり事業者を補助する者を含む。）を活用する場合であっても、本事業に係る契約上の責任は事業者が負うものとする。
- (4) 本事業の一部を再委託等するときは、あらかじめ、再委託先又は下請負人の名称、再委託等の種類、金額、期間、範囲等及び再委託先又は下請負人に対する指導方法等について届け出た上、本市の承諾を得ること。履行期間中に、再委託先又は下請負人を変更する場合も同様とする。
- (5) 本事業の実施に当たって、著しく不相当であると認められる再委託先又は下請負人について、交代を命ずることがある。この場合は、事業者は、直ちに必要な措置を講じること。

1.5.3 提出書類

- (1) 事業者は、業務着手前後において【別紙4】（業務着手前後の提出図書）に示す図書を本市に提出し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で業務に着手すること。各図書の様式等は、本市の指示（1.8（8）に定義する。）によるものとする。

- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更版を本市に提出すること。
- (3) 事業者は、履行期間中において【別紙5】（業務履行期間中の提出図書）に示す図書を本市に提出すること。各図書の様式等は、本市の指示によるものとする。
- (4) 事業者は、本事業が完了した時は【別紙6】（業務完了時の提出図書）に示す図書を本市に提出すること。各図書の様式等は、本市の指示によるものとする。
- (5) 事業者は、前各項の提出図書のほか、本市が提出を指示した図書は、指定期日まで提出すること。

1.5.4 官公署等への手続き

- (1) 事業者は、本事業の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡（1.8（9）に定義する。）を保つこと。
- (2) 事業者は、本事業の実施に当たり、事業者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を事業者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行うこと。また、届出等に先立ちその内容を事前に本市に報告すること。
- (3) 事業者は、関係官公署等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく本市に報告すること。

1.5.5 工程管理

- (1) 事業者は、あらかじめ提出した全体業務計画書、年間業務計画書、月間業務計画書及び施工計画書（これらを総称して、以下「業務計画書」という。）に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 本事業の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図ること。また、業務計画書を変更し提出すること。
- (3) 事業者は、年間業務報告書、月間業務報告書により業務の進捗状況等を本市に報告すること。
- (4) 事業者は、緊急時の連絡責任者を定め、連絡体制を整え、緊急連絡表を作成し、本市に事前に報告すること。

1.5.6 打合せ及び記録

- (1) 事業者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、本市と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、打合せ記録簿を作成し、本市へ提出しその確認を受けること。
- (2) 業務の履行に関し、本市と事業者との間の日常的な報告又は打合せ協議が必要となる場合は、原則として統括管理責任者を通じて行うこと。なお、本市と統括管理責任者との間で報告又は打合せ協議を行う場合においては、本市の理解を援助する者の同席を認める。
- (3) 事業者は、履行期間中の全体業務計画を策定し、本市に提出すること。また、業務完了に際して業務完了報告書を提出し、本事業の成果及び結果等を本市に報告すること。

- (4) 事業者は、年間業務計画書において当該年度の業務計画を策定し、本市に提出すること。また、年間業務報告書を提出し、当該年度の業務実施状況及び結果等を本市に報告すること。
- (5) 事業者は、月間業務計画書において当該月の業務計画を策定し、本市に提出すること。また、月間業務報告書を提出し、当該月の業務実施状況及び結果等を本市に報告すること。

1.5.7 業務の事務所等

- (1) 事業者は、本事業において、本市及び住民等の要請があった場合、その対象場所に概ね1時間以内に到着できる場所に業務の拠点となる事務所（業務を支援するために設置する仮事務所を含む。）を構えること。
- (2) 事業者は、緊急を要する際は、要望受付から現場到着まで、原則1時間以内に現場に到着でき、現場の状況確認及び迅速な対応が可能な体制を整えること。なお、夜間又は休日等の業務時間外でも同様とする。
- (3) 前項の要求水準は、10.3（性能規定）に定める「現場到着時間」の指標に直結する重要な事項であるため、事業者は常に体制の維持・改善状況を報告し、本市との連携を図ること。

1.5.8 資機材の準備

- (1) 本事業の履行に必要な資機材は、事業者の責任と負担において準備すること。
- (2) 車両の配備及びその他事業者が準備すべき資機材は、【別紙7】（準備資機材（参考））を標準とし、現場条件を踏まえて迅速な対応がとれるよう常に点検し、適切な整備をしておくこと。

1.5.9 貸与資料及び貸与品

- (1) 本市は、下表に示す資料及び貸与品を本事業の実施において必要となる都度、事業者に貸与する。

貸与資料名	備 考
下水道管路台帳	貸与可能な範囲で、管路台帳を紙又はデータで貸与する。ただし、下水道台帳システムは貸与しない。
その他資料及び貸与品	本市と事業者との協議により必要と認められる資料及び貸与品を可能な範囲で貸与する。

- (2) 事業者は、前項の貸与を受けようとするときは、事前に資料等貸与申請書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。ただし、貸与できる期間又は条件については、その都度協議により決定する。
- (3) 事業者は、貸与資料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 事業者は、本事業の履行期間が満了した場合又は本件契約が解除された場合若しくはその他本市が必要と認める場合には、直ちに貸与資料及び貸与品を本市に返還すること。また、業務期間中に無断で貸与資料及び貸与品を本事業の実施以外の目的で使用等してはならない。

- (5) 事業者は、故意又は過失により、貸与資料及び貸与品が滅失若しくは毀損し、その返還が不可能となったときは、本市の指定する期間内に代品を納めるか、あるいは原状に復して返還し、損害を賠償すること。

1.5.10 参考図書

- (1) 本事業の履行において参考とする図書は【別紙8】（参考図書）に記載された最新版図書とする。
- (2) 前項以外の図書を準拠する場合は、あらかじめ本市の承諾を受けること。

1.6 対外対応、責任及びリスク管理

1.6.1 不誠実な行為等の禁止

- (1) 事業者は、礼節を守り、秩序正しい言動及び身だしなみに注意するとともに、応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて、迅速に対応すること。
- (2) 事業者が違反又は本市の指示に従わない等の不誠実な行為が確認された場合、事業者は本市からの改善措置請求に基づき、是正計画を提出し、本市の確認を受けた是正計画に従い本事業を行うこと。

1.6.2 協力義務

- (1) 事業者は、関連業務又は隣接業務の事業者及び関連工事の請負者と相互に協力し、本事業を実施すること。また、他の事業者等が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力すること。
- (2) 事業者は、本市が自ら又は本市が指定する第三者が行う調査、試験、監視又は立入検査等に対して、本市の指示によりこれに協力すること。
- (3) 事業者は、本市が第三者と交わしている「災害時における水道及び下水道の応急対策への協力に関する協定」及び「災害時における復旧支援協力に関する協定」を踏まえ、本市がこれを遵守できるよう協力しなければならない。

1.6.3 地域住民等との協調

- (1) 事業者は、本事業を実施するに当たり、業務の内容や実施により生活環境への影響が見込まれる場合には、当該影響の範囲内の地域住民等に対して、必要に応じて業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。夜間作業を実施する場合は、従事者の不必要な大声の禁止、建設機械の騒音の低減等に努めること。
- (2) 事業者は、地域住民等から苦情、要望又は住民等との交渉があったときは、遅滞なく本市に連絡し、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに本市に報告すること。
- (3) 事業者は、いかなる理由があっても、地域住民等から報酬又は手数料等（宅地内排水設備の点検や清掃を行い、一方的に代金を請求する行為を含む。）を受け取ってはならない。ただし、住民等と事業者の間に適正に締結した私法上の契約に基づく宅地内排水設備工事等に関しては、この限りではない。なお、下請負人等についても、当

該の違反行為について十分指導監督すること。

- (4) 下請負人等が前項の違反行為又はこれに類する行為を行ったときは、事業者がその責任を負うこと。

1.6.4 現地の境界等

- (1) 業務実施場所に境界鉋又は杭等があり施工上やむを得ず一時的に撤去する場合、撤去前に関係者と立会し位置等の現況確認を行い、関係者の承諾を得た後に着手し、施工後に復旧すること。
- (2) 前項のほか、掘削等の影響が予想される場合は、現況写真を撮影するなど対応を図ること。

1.6.5 証明書の交付

- (1) 事業者は、本事業の実施に当たり必要となる下水道法第32条第5項に規定される身分を示す証明書について、本市に交付申請を行い、その交付を受けること。
- (2) 民地内に立ち入って作業を行う従事者は、本市交付の身分証明書を携帯し、関係者から提示を求められたときは、当該身分証明書を提示すること。

1.6.6 費用の負担

- (1) 本件契約締結及び事業者が行う業務の履行に係る検査等に伴う必要な費用は、本要求水準書に明記のないものであっても原則として事業者の負担とする。
- (2) 業務期間中の業務の事務所（仮事務所を含む。）の設置及び運営に係る一切の費用は事業者が負担すること。
- (3) 業務履行期間中の電力、水道、燃料、コルソス回線等ユーティリティの調達に係る一切の費用は事業者が負担すること。ただし、マンホールポンプ及び雨水ポンプ場における降雨等の外的要因により影響を受ける費用については、想定年間総流入水量が【別紙9】（流入実績等（マンホールポンプ・雨水ポンプ場））に示す通常運転の許容範囲から著しく変動した場合等においては、本件契約の定めに基づき契約変更を行うものとする。
- (4) 本件各業務の実施に伴い必要となる消耗品等（草刈機燃料、オイル・グリス等、工作に必要な材料、機器類の消耗部品、軽微な補修（1.8（10）に定義する。）に必要な部材及び塗料等）の調達に係る一切の費用は事業者が負担すること。
- (5) 業務履行期間中に著しく賃金又は物価が変動した場合等においては基本契約書に定める条項に基づき契約変更を行うものとする。

1.6.7 損害賠償及び補償

- (1) 事業者は、下水道管路施設等に損害を与えたときは、直ちに本市に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状回復すること。この場合において、原状回復に要する費用は事業者の負担とする。
- (2) 事業者は、本事業の実施に当たり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を及ぼしたときは、当該第三者に対してその損害を賠償すること。

1.6.8 リスク分担

- (1) 本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。本市と事業者は、本事業の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを負担する。ただし、不可抗力等いずれの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りではない。
- (2) 事業者は、リスク分担の考え方にに基づき、本事業の範囲における本件各業務に係る責任を負うこと。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、別途協議の上、本市が責任を負うものとする。
- (3) リスク分担の程度及び内容については、【別紙10】（リスク分担表（案））に示す基本的な考え方によるものとし、同表に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市と事業者との間の協議によるものとする。

1.7 プロフィットシェア

- (1) 本事業は、業務履行期間中における業務の効率化及びライフサイクルコストの縮減に関する提案を促進するため、事業者の新たな提案によるライフサイクルコスト縮減分などの超過利益を本市と事業者間で適切に配分することで、双方に財政的メリットをもたらすプロフィットシェアの仕組みを導入する。
- (2) プロフィットシェアの基本的な発動条件は以下のとおりとし、具体的な分配比率などは、基本契約書に定める。
 - ア 事業者が、要求水準を低下させることなく、契約時に定めた計画や手法と比較して、より効果的で効率的な手法等を提案すること。
 - イ 本市がその提案を受け入れ、要求水準が変更され、それに伴い業務委託料又は請負代金額（以下「契約金額」という。）の減額が行われること。
- (3) 前項の発動条件に合致しない場合（例えば、外的要因によるコスト縮減分や効率的な業務遂行によって生じた費用縮減分）は、性能発注の考え方に基づき事業者に帰属する。

1.8 用語の定義

本要求水準書において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。なお、その他の用語については、本市と事業者が協議により定めるものとする。

- (1) 「協議」とは、本市と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- (2) 「本件施設」とは、本要求水準書において定められた本事業の対象施設、及び本事業に係る契約又は協定を締結した後、本市と事業者との協議により本事業の対象として追加された施設をいう。
- (3) 「本件各業務」とは、本要求水準書で示されている業務の区分となる維持管理業務、設計業務、改築工事及び災害対応業務に関するそれぞれの業務の総称をいう。
- (4) 「報告」とは、事業者が本市に対し、本事業の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む。）により説明し、知らせることをいう。

- (5) 「承諾」とは、事業者の発議により、事業者が本市に報告し、本市が了解することをいう。
- (6) 「本件契約」とは、本事業に関する基本契約、業務契約、請負契約及び災害時維持修繕協定の総称又はいずれかをいう。
- (7) 「提出」とは、本市が事業者に対し又は事業者が本市に対し、本事業に係る書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む。）を説明し、差し出すことをいう。
- (8) 「指示」とは、本市の発議により、本市が事業者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (9) 「連絡」とは、本市と事業者又は事業者と関係官公署その他の関係機関との間で、本事業に関し必要な事項を、口頭、電子メール、ファクシミリその他署名又は押印を必要としない方法により伝達することをいう。
- (10) 「補修」とは、老朽化した施設又は損傷した施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行われるものをいう。

第2章 安全管理

2.1 一般事項

- (1) 事業者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 事業者は、国土交通省、公益社団法人日本下水道管理業協会等が公表する最新の情報を収集し、これに準ずる安全作業を行うこと。
- (3) 本事業上の作業に当たっては、気象情報及び天気予報に十分注意を払い、局地的大雨等に関する降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また、地震等の災害が発生した場合は、直ちに対応できるような対策及び体制を講じておくこと。
- (4) 事故防止を図るための安全管理については、業務計画書に明示し、事業者の責任において実施すること。
- (5) 事業者が本市の指示に反して作業を継続した場合や本市が危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

2.2 安全教育

- (1) 事業者は、本事業に従事する者に対して、定期的に当該工種に関する安全教育を行い、従事者の安全意識の向上を図ること。
- (2) 事業者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

2.3 労働災害防止

- (1) 事業者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管路などに出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じること。なお、酸素及び硫化水素等の測定結果は、記録、保存し、本市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、本市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、誘導員を配置すること。
- (5) 管路施設内に立ち入って作業を行う場合は必ず空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクを常備すること。

- (6) 管路施設内に立ち入って作業を行う場合は必ず墜落制止用器具を装着すること。また、墜落制止用器具の使用に当たっては、安全衛生特別教育規定（昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 92 号）第 24 条に則り特別教育を実施すること。

2.4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、交通及び流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、安全確保のためのバリケード等を設置すること。また、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導並びに整理を行うこと。
- (4) 交通誘導警備に当たっては、交通誘導警備員 A 又は B を配置すること。なお、交通誘導警備員 A、B の定義は次のとおりとする。

ア 交通誘導警備員 A

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員

イ 交通誘導警備員 B

警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導警備に従事する者

- (5) 道路上において作業を行う場合使用する看板については、路上工事看板設置関連通達に基づくものを使用すること。
- (6) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (7) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、その協議結果を本市に報告すること。
- (8) 管路施設内の作業に当たっては、管渠、マンホール及びマンホールポンプ等の機器を損傷しないようにすること。また、作業実施中は、マンホールや蓋等を必要時以外に開放しないこととし、一般交通及び歩行者に危険を及ぼさないようにすること。

2.5 電気災害の防止

- (1) 接地線、漏電遮断器の点検を必ず行うこと。制御盤内の作業を行うときは盤内を停電状態とし、通電後は充電部に直接触れたり、工具等が触れたりしないよう留意すること。
- (2) 通行人が誤って触れることのないよう立入り禁止の措置を行うこと。
- (3) 制御盤の点検終了後、施錠を確認し、扉開放による部外者の感電事故や雨の浸入による漏電事故が発生することのないよう留意すること。

2.6 クレーン災害の防止

- (1) ポンプの吊上げ、設置を行うとき玉掛作業及びクレーン操作は必ず有資格者が行うこと。
- (2) マンホール内に人が入った状態で吊上げ、設置作業を行わないこと。

2.7 局地的な大雨等による安全管理

- (1) 局地的な大雨等による急激な雨水流入により、下水道管路施設内において、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道管路施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、事業者は下水道管路施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。
- (2) 事業者は、本事業上の作業を行う日には、作業の開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底すること。また、安全器具の設置等も周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録すること。
- (3) 事業者は、作業の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた作業の中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定し、雨天時の対応等の安全管理対策を十分検討した内容を業務計画書に明記し、本市に報告すること。

ア 作業開始前

- (ア) 作業箇所又は上流域等に、洪水若しくは大雨の注意報又は警報が発令された場合、作業は行わない。
- (イ) 作業箇所又は上流域等に、降雨若しくは雷が発生している場合、作業は行わない。
- (ウ) 作業開始前に作業箇所の管路内の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合、作業は行わない。
- (エ) 管渠内作業従事者に対しては、集中豪雨発生時の退避行動や情報伝達体制等の事前確認を徹底する。

イ 作業開始後

- (ア) 作業箇所又は上流域等に、洪水若しくは大雨の注意報又は警報が発令された場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。
- (イ) 作業箇所又は上流域等に、降雨若しくは雷が発生した場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。
- (ウ) 管路内の状況に異常があると作業従事者等が判断した場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。
- (エ) 作業中は、作業中止判断に活用するため、雨量データ等のリアルタイム情報を取得する。

2.8 道路使用許可

本事業の実施に当たり道路上において作業を行う場合、あらかじめ、当該道路を管轄する警察署の道路使用許可を取得するとともに、道路使用許可の条件を遵守すること。本事業実施中は、常時、当該許可書を携行するものとする。

2.9 警察等関係機関との協議

- (1) 警察等関係機関との協議においては、本市と事前に協議を行うとともに、関係機関に対して安全対策について十分説明し、作業時間等について条件を付されることが無いように努めることとする。
- (2) やむを得ない事情により条件を付された場合は、速やかに本市と協議するものとする。

2.10 地下埋設物件の事故防止

- (1) 工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、施設管理者と現地立会の上、当該物件の位置及び深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。
- (2) 事業者の責により地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに本市に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、事業者の負担によりこれを補修すること。
- (3) 埋設物件等の施設管理者不明のものがある場合は、本市に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、施設管理者を明確にすること。その結果、未使用の埋設物の処置を事業者が施設管理者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておくこと。

2.11 保険

- (1) 本件各業務を実施する事業者は、本件契約締結後速やかに、本事業の実施に当たり事故等が起こった場合の賠償責任保険等に参加していることが確認できる証券等の写しを本市に提出すること。
- (2) 火災保険、法定外の労災保険（清掃及び修繕等の実施に対して、自らの負担により加入する義務を課す保険）、その他の保険を付したとき、又は、任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券等の写し又はこれに代わるものを直ちに本市に提出すること。

2.12 その他

- (1) 事業者は、作業に当たって、下水道管路施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火等を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに本市及び関係官公署に緊急連絡するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 事業者は、前項の緊急連絡後、直ちに事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により本市に提出すること。

第3章 業務全般の要求水準

本事業の要求水準は、事業者が行う本件各業務のサービス水準を示すものである。

本章に示す内容は、本件各業務を実施するに当たり特記すべき留意点を整理したものであり、事業者はこれを遵守すること。なお、本件各業務の要求水準は、第4章から第10章に規定するそれぞれの内容を満足するよう適切に履行すること。

3.1 共通事項

- (1) 事業者は、作業に当たり、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び本市の公害防止条例（昭和48年条例第1号）等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (2) 統括管理責任者は、本事業の履行に関する最高責任者として、本件各業務の管理及び統括を行うものとし、本件契約に関する契約書その他の関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、全ての業務を統括することにより、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 事業者は、施設諸元、特性、健全度、リスク評価などを踏まえて、業務履行期間を勘案の上、点検・調査、清掃、修繕・改築工事等に関する対象施設及び実施時期を検討し、本市との協議により本件各業務の方針を定めること。
- (4) 本件各業務の情報は、本市が管理する下水道台帳システムへデータ入力ができるよう、データベース及び資料等を提出すること。データベース化の方法及び登録するデータ項目等、本市に提出する維持管理情報のデータ項目及びデータの仕様並びに提出頻度等は、本市と事業者の協議により決定するものとする。
- (5) 調査業務、設計業務、計画策定業務及び改築工事が国の交付金対象となる場合は、当該交付金要項等に適合するように行うこと。なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適切であることを示す根拠資料を示すこと。また、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

3.2 一般事項

3.2.1 性能発注の考え方

- (1) 本事業は、原則として性能発注とする。この場合、本事業に関する契約書及び本要求水準書等で定められた範囲内において、事業者自らの裁量により、人員、時期、機器、方法などを決定することができる。
- (2) 事業者は、本要求水準書に示された内容を満足する限りにおいて、自由に具体的な仕様を提案できるものとするが、その際には本市が別途定める本事業に係る図書及び標準仕様書並びにこれらに類する図書等を参照すること。

3.2.2 作業実施に係る共通手続き

- (1) 事業者は、作業箇所、作業手順等を定め、事前に本市に報告し、承諾を得た上で作業に着手すること。

- (2) 本件各業務の実施について、事業者は、当該工種の目的に応じた確認項目及び実施内容を設定するものとする。設定又は作成する確認項目、実施内容、判定基準並びに記録方法及び記録様式については、【別紙 8】（参考図書）に示す図書、【別紙 11】（雨水ポンプ場及びマンホールポンプ点検の記録方法等）及びその他公的機関が公表する最新の指針及びマニュアル類を参考とし、作業着手前までに、本市の承諾を得た上で適用するものとする。
- (3) 交通規制を伴う作業等により周辺住民の生活に影響が生じるおそれがある場合には、現場作業の 1 週間前までに当該影響が及ぶ範囲の住民及び自治会長等に対して、作業内容及び作業中の交通規制等の予定を、配布物により周知すること。
- (4) 作業に当たっては、下水道管の管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなどの必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (5) 作業に当たり、仮締切りを必要とする場合は、事前に本市の承諾を得ること。この仮締切りは、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、直ちにこれを撤去すること。
- (6) 作業に当たり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、速やかに洗浄及び清掃すること。
- (7) 作業箇所において、下水道施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに本市へ報告すること。また、対策の緊急性を検討し、速やかに調査・対策が必要と判断された場合には、本市と協議の上、状態を把握するために必要な調査・対策を実施すること。
- (8) 本市は、事業者が本市の指示に反して作業を続行した場合、又は事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

3.2.3 情報管理・異常時対応

- (1) 本件各業務の実施に当たっては、施設情報の完全性を確保するため、下水道台帳との整合を確認すること。
- (2) 施設の機能障害又は事故等が直ちに発生する恐れがある場合は、速やかに本市に報告し、必要な点検又は調査を行い、処置方法について本市の承諾を得ること。

3.2.4 作業の記録に関する共通の取扱い

事業者は、本件各業務の実施にあたり、次の各項に従って作業内容を記録し、業務完了時には報告書に添付して、本市に提出すること。

- (1) 確認項目、判定基準、作業基準及び記録表は、本市が定める関係規定に準拠して作成するものとし、本件契約締結後に本市の承諾を得ること。
- (2) 業務記録写真の撮影は、作業件名、撮影場所、撮影対象、作業月日、作業内容又は異常内容及び事業者の名称等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影し、DVD 等に収録すること。なお、異常が発見された場合は、異常内容の確認状況が分かるモニター画面等について、DVD 等とは別に写真撮影（カラー）を行うものとする。

- (3) 写真の整理については、本市が定める写真管理基準その他関係規定に準拠すること。
- (4) 業務記録写真は、作業の工程ごとに整理し、本市に提出すること。

3.2.5 作業方法

事業者は、本件各業務の実施にあたり、次の各項に従って作業を実施すること。また、作業方法、記録方法、結果の評価・診断方法等の選定にあたっては、【別紙8】（参考図書）、【別紙11】（雨水ポンプ場及びマンホールポンプ点検の記録方法等）及びその他の公的機関が公表する最新の指針及びマニュアル類に基づくこと。

(1) 点検・調査結果の評価及び診断

事業者は、点検・調査等の結果について、設定した判定基準に基づき、対象施設に生じている不具合又は異常の程度を評価・診断すること。

(2) 健全度判定及び対策要否の判断

前項の評価・診断結果を踏まえ、公的機関が公表する最新の指針及びマニュアル類を参考として、対象施設の健全度及び対策の要否（維持又は対策）を判定し、その内容を整理すること。

(3) 記録の作成

事業者は、点検・調査等の結果について、少なくとも次に掲げる事項を含む記録を作成すること。

- ア 点検・調査等の年月日
- イ 点検・調査等を実施した者
- ウ 点検・調査等対象施設
- エ 点検・調査等結果及び判定結果
- オ その他、維持管理上必要と認められる事項

(4) 電子データによる蓄積及び管理

事業者は、前項に基づき作成した記録を電子データとして蓄積・管理するものとし、後日の確認、維持管理計画の検討並びに更新又は修繕判断等に活用できるよう、体系的に整理すること。

3.3 業務計画

3.3.1 全体業務計画書

- (1) 事業者は、本事業を実施するに当たって、業務履行期間中における業務内容等を網羅した全体業務計画書を提出し、本市の承諾を得ること。全体業務計画書は本件契約締結後本事業開始予定日の 30 日前までに本市と全体業務計画書に関する協議を開始し、当該協議結果を踏まえ、同 10 日前までに全体業務計画書を本市に提出すること。
- (2) 全体業務計画書は、業務履行期間全体を通じた基本的事項、全体工程等が把握できるように作成すること。
- (3) 全体業務計画書には、以下の表に示す項目を盛り込むことを原則とし、業務に適した内容をそれぞれ記載すること。

項 目	内 容
業務概要	本事業の意図及び目的を簡潔に記載する。
全体工程表	業務履行期間を通じた業務の全体像を捉えた予定工程を記載する。
統括管理の実施方法	本事業の統括管理手法、並びに調査結果及び関連情報のデータ化、本件各業務の管理方法を記載する。
現場構成、業務実施体制、緊急連絡体制	本事業を遂行する上で必要な組織及び体制（現場組織、業務分担、緊急時体制など）を記載する。
苦情・事故発生時の対応計画	苦情・事故発生時及び不具合を発見した場合の具体的な対応方法を記載する。
緊急時対応計画	緊急連絡体制を踏まえた具体的な対応方法を記載する。
災害時対応計画	災害時における連絡体制や、具体的な対応方法を記載する。
他工事等対応計画	他工事等立会の実施や、本事業に影響する他工事との調整等の具体的な対応方法について記載する。
主要な使用機材・資材	本事業で使用する主要な機械・器具・資材について、具体的な種類、名称及び性能を記載する。
安全管理	事故、災害等を未然に防止し、安全に本件各業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載する。
建設副産物処理計画	本事業で発生する建設発生土及び建設廃棄物の処理計画について、再生資源の利用計画を含め記載する。
その他	業務実施に当たり必要な事項を記載する。

- (4) 事業者は、全体業務計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更全体業務計画書を本市に提出し、その内容について本市の承諾を得ること。
- (5) 施工計画書の作成については、第3項に規定する全体業務計画書に施工計画書として必要な事項（施工方法、品質管理計画、工程管理計画、環境対策計画、仮設工計画、交通誘導計画等）を記載することで、別途の作成及び提出を省略することができる。

3.3.2 年間業務計画書

- (1) 事業者は、本事業を実施するに当たって当該年度の年間業務計画書を提出し、本市の承諾を得ること。年間業務計画書は当該事業年度の前事業年度末の30日前までに本市と年間業務計画書に関する協議を開始し、当該協議結果を踏まえ、同10日前までに年間業務計画書を本市に提出すること。なお、本事業開始予定日を含む事業年度については、全体業務計画書と同様に協議及び提出をすること。
- (2) 年間業務計画書は、以下の表に示す項目を盛り込むことを原則とし、本件各業務に適した内容をそれぞれ記載すること。

項 目	内 容
業務内容	本事業の契約内容及び業務項目並びに業務細目等が把握できるよう記載する。
履行期間	計画的で適切な業務履行期間を記載する。

業務実施方針	本事業を実施するにあたり確保すべき水準を踏まえて、本件各業務の実施に係る方針を記載する。
業務実施方法	要求水準及び打合せ事項を基に、本件各業務の具体的な実施方法を記載する。
作業項目と作業内容	要求水準書等に定める業務内容について、本事業の作業項目及び作業内容を方法・手順、業務工程等を踏まえて記載する。
業務上の留意点	本事業を実施するにあたり想定される事象と留意すべき事項を記載する。
作業フロー	本事業の流れが明確に把握できるように、業務の作業手順を示すとともに、作業の節目と打合せ協議時期等についても記載する。
業務工程表	本件各業務について、工種、種別及び実施数量等を整理し、業務履行期間を通じた業務の全体像を捉えた当該年度の予定工程を記載する。
実施体制	本事業を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む。）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載する。
打合せ計画	打合せの時期、目的及び事項等を体系的に整理し、一覧表に記載し、予定提出図書や特記事項等がある場合は併せて記載する。
成果物及び目的物の内容等	成果品及び目的物の内容等について、要求水準書に基づき記載する。
使用する主な図書及び基準	本事業に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。
使用機械・器具・資材の種類、名称及び性能	本事業で使用する機械・器具・資材について、実施する工種や種別の特性と特徴を考慮した上、適正な選定基準に基づいて選定し、具体的な種類、名称及び性能を記載する。
業務実施時の連絡体制	業務実施時の連絡体制を組織図等により記載する。
緊急時の連絡体制	緊急時の連絡体制を組織図等により記載する。
安全等の確保	事故、災害等を未然に防止し、安全に本件各業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載する。
その他	業務実施に当たり必要な事項を記載する。

（３）年間業務計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更年間業務計画書を本市に提出し、その内容について本市の承諾を得ること。また、全体業務計画書に関連する変更が生じる場合は変更全体業務計画書を本市に提出すること。ただし、作業日程の微調整その他業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りでなく、当該変更事項は年間業務報告書等において報告することができる。

３．３．３ 月間業務計画書

（１）事業者は、本事業を実施するに当たって当該月の月間業務計画書を提出し、本市の承諾を得ること。月間業務計画書については、本件各業務の開始前までに本市に提出

すること。

- (2) 月間業務計画書の内容については、年間業務計画書の内容に準じ、当該月間の計画を日単位で把握できるように作成すること。
- (3) 月間業務計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更月間業務計画書を本市に提出し、その内容について本市の承諾を得ること。ただし、作業日程の微調整その他業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りでなく、当該変更事項は月間業務報告書等において報告することができる。

3.4 モニタリング

- (1) 要求水準の確保を図るため、本事業では、事業者による「セルフモニタリング」及び本市による「事業モニタリング」を行うものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するに当たってセルフモニタリング実施計画書を提出し、本市の承諾を得ること。
- (3) 本事業におけるモニタリングは、事業者自らが作成したセルフモニタリング実施計画書に基づき、毎月、本事業の履行が要求水準を遵守しているか等確認を行うものとする。詳細は、本市が別途定めるモニタリング基本計画書のとおりとする。
- (4) 本件各業務の適正な履行を継続的に確認するため、事業者は次の事項を実施するものとする。
 - ア 年間業務計画書及び月間業務計画書の提出
 - イ 月間業務報告書及び年間業務報告書の提出
 - ウ 報告会（毎月・年度末・業務履行期間終了時等）の実施
 - エ 必要に応じた臨時報告会の開催
- (5) 事業者は、月次報告書の作成に当たり、毎月開催する報告会の概ね1週間前までに、本市と報告内容について事前に調整を行うものとする。
- (6) モニタリング結果について、本市と事業者との間に紛争が生じた場合、本市と事業者が協議して、速やかに当該紛争の解決方法等の調整を行うこと。
- (7) 事業者は、モニタリングの結果、本市からは是正の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講じ、その結果を本市に報告するものとする。

3.5 業務報告

3.5.1 月間業務報告書

- (1) 事業者は、本件各業務の月間業務報告書を提出し、本市の確認を得ること。
- (2) 月間業務報告書は、月間業務計画書の内容を踏まえて、本件各業務についての月毎の業務報告を取りまとめて提出すること。
- (3) 月間業務報告書には、本市との打合せ記録簿、セルフモニタリングの結果及び本件各業務の結果を含むこと。
- (4) 改築工事については、工事履行報告書が月間業務報告書を兼ねることができる。

3.5.2 年間業務報告書

- (1) 事業者は、年間の業務内容等を網羅した年間業務報告書を提出し、本市の確認を得

ること。

- (2) 年間業務報告書は、年間業務計画書の内容を踏まえて、本件各業務における年間の業務報告を取りまとめること。
- (3) 年間業務報告書には、本市との打合せ記録簿、セルフモニタリングの結果及び本件各業務の結果を踏まえた提言等を含むこと。

3.5.3 業務完了報告書

- (1) 事業者は、業務履行期間の終了に際し、本件各業務について業務完了報告書を提出し、本市の確認を得ること。
- (2) 業務完了報告書は、本事業の成果について取りまとめ、要求水準を満たしているか等を確認すること。
- (3) 業務完了報告書には、セルフモニタリングの結果及び本件各業務の結果を踏まえた本市の維持管理及び改築工事の一層の効率化及び質の向上に資する提言、考察等を含むこと。

3.6 対価及び精算方法

- (1) 本件各業務の実施にあたり事業者に支払う対価は次の表に示す方法で精算するものとする。なお、表中の「年間上限金額」は、以下の方法で計算する。

年間上限金額＝（（表中の備考に示す金額）÷12 か月）×当該年度の履行月数

対象施設	業務	契約の方法	備考
共通	統括管理業務（第4章）	総価契約	
管路施設	維持管理業務（5.2）	総価契約単価合意方式	
	改築更新業務（5.3） ※更新計画案作成工（5.3.2）を除く	総価契約単価合意方式	
	更新計画案作成工（5.3.2）	総価契約	
マンホールポンプ	維持管理業務（6.2） ※修繕工（6.2.4）を除く	総価契約	
	修繕工（6.2.4）	実費精算（年間上限金額あり）	他修繕工等と合算して175万円/年（税込）を上限とする。 （資材等の購入や支払いに係る事務も含む）
	改築更新業務（6.3） ※更新計画案作成工（6.3.2）を除く	実費精算（年間上限金額あり）	600万円/年（税込）を上限とする。 （設計、資材等の購入や支払いに係る事務も含む）

	更新計画案作成工（６．３．２）	総価契約	
雨水ポンプ場	維持管理業務（７．２） ※修繕工（７．２．５）を除く	総価契約	
	修繕工（７．２．５）	実費精算（年間上限金額あり）	マンホールポンプの修繕工と合算して、175万円/年（税込）を上限とする。 （資材等の購入や支払いに係る事務も含む）
	改築更新業務（７．３） ※更新計画案作成工（７．３．２）のみ	総価契約	
計画事業用地	維持管理業務（８．２） ※資材等の購入費や補修費は除く	総価契約	
	資材等の購入費、補修費等	実費精算（年間上限金額あり）	マンホールポンプの修繕工と合算して、175万円/年（税込）を上限とする。

（２）前項に掲げる「実費精算（年間上限金額あり）」に該当する業務について、上限金額を超えた場合は、原則として、本市が業務を行うが、本市と事業者とで必要の可否を協議の上、決定するものとする。また、この協議により、当該工種を事業者へ依頼する場合がある。この場合、必要な費用・経費について別途精算する。

（３）本件各業務の実施・報告にあたっては、以下の会計区分に留意し、当該業務が資産の価値や耐用年数に与える影響を考慮して適切に整理すること。

ア 収益的支出（３条予算充当）

施設の現状維持を目的とした業務であり、資産の価値や耐用年数に影響を与えないものをいう。具体的には、日常的な点検、不具合箇所の特定を目的とした調査、突発的な不具合に対する住民対応等業務及び修繕工等が該当する。

イ 資本的支出（４条予算充当）

施設の機能向上や耐用年数の延長に寄与し、資産価値を高めるものをいう。具体的には、計画的な更新計画案の作成に資する調査、設計及び更新工事等が該当する。

（４）当該年度の支払額に占める資本的支出に係る部分は、当該支出に対応する業務の完了状況その他資産計上の前提となる内容が未確定である場合には、本市及び事業者の協議により翌年度に繰り越すことができるものとする。

３．７ 総価契約単価合意方式

（１）本事業は、複数年にわたる契約となるため、業務量の増減や出来高に応じた支払を可能とし業務の円滑化を図る観点から、契約金額の算定を行う際に用いる単価をあらかじめ協議し、合意する総価契約単価合意方式を採用する。

（２）本市及び事業者は、基本契約締結後速やかに、事業費内訳書の内容について協議し、

単価合意書を締結するものとする。

- (3) 当初契約において、協議開始から 14 日以内に単価合意が成立した場合、「単価合意書」を締結する。その際、維持管理委託契約における計画的業務については見積参考図書の事業費内訳書に記載のある工種を対象とし、住民対応等業務及び修繕工については見積参考図書の工種明細表に記載のある工種（一式表示のもの以外）を対象とする。また、建設請負契約については、改築工事の見積参考図書の事業費内訳書に記載のある工種を対象とする。
- (4) 前項の場合において、それぞれの工種の設計単価について、事業者が見積りを提示し本市との間で協議を行い、合意した単価に諸経費を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約単価とし、単価合意書を作成する。
- (5) 単価合意書に記載された数量、合意単価及び合意条件は、本市及び事業者を拘束するものではなく、単価合意書に記載したとおりの作業等を強制するものではない。
- (6) 未契約の工種について新たに契約単価を取り決める必要が生じた場合については、第 3 項及び第 4 項と同様の方法で契約単価を決定し、単価合意書を作成する。
- (7) 予期することのできない特別の事情により、業務履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、第 3 項に掲げる合意単価が著しく不適当となったときは、本市又は事業者が合意単価の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を行うことができるものとする。
- (8) 前項のスライド協議が成立し、これに基づいた契約金額の変更契約締結後、単価合意を実施するものとする。その場合、一度合意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意し直すものとする。
- (9) 前二項の規定は、契約金額の変更後の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、本市が定め、事業者に通知する。

第4章 統括管理業務の要求水準

統括管理業務は、本事業において事業者が実施する本件各業務及びこれらに付随する計画作成業務等を横断的かつ一体的に管理し、重点管理を行うことにより、適切なコスト管理及び品質管理を確保するとともに、本市の下水道事業が目指す持続的な事業運営、機能強化及び環境に配慮した水循環社会の形成に資するサービスを安定的に提供することを目的として実施するものである。あわせて事業者が安定的かつ効率的に業務を遂行できる業務環境を創出する役割を担うものとする。

また、統括管理業務は、性能発注の根幹を成すセルフモニタリングの中核として、本件各業務の履行状況を自律的に把握・改善するとともに、更新計画案作成工等の成果を一元的に整理・活用し、年度毎の計画の作成及び本市との合意形成を通じて、計画的かつ効率的な事業推進を支えるものとする。

4.1 統括管理業務の概要

(1) 業務内容

事業者は、性能発注の原則を踏まえ、自らの責任と裁量により、適切な手順に従って、次に掲げる工種及びこれらに関連する作業を行うこと。

ア 統括マネジメント工

統括マネジメント工は、本件各業務を横断的かつ一体的に管理するため、次に掲げる業務を実施するものとする。これらは統括マネジメント工の主要な内容を示すものであり、本件各業務を管理するために通常包含される業務は、本業務の範囲に含まれるものとする。

- (ア) 全体業務計画書作成業務
- (イ) 維持管理業務等に必要なマニュアル作成更新業務
- (ウ) 計画的業務における計画案作成業務
- (エ) 年間業務計画書作成業務
- (オ) 月間業務計画書作成業務

(2) 情報の管理

事業者は、本事業及び本件施設に関する各種マニュアル、下水道事業関連計画、図面、台帳、業務記録その他業務遂行上必要な情報について、業務期間にわたり、本市と協議の上、適切に管理すること。また、本事業の履行終了時には、これらの情報を汎用的なデータ形式により整理し、本市に引き渡すこと。

(3) セルフモニタリングの中核としての位置付け

統括管理業務は、性能発注の根幹を成すセルフモニタリングの中核であることを十分に認識し、本件各業務を横断的かつ一体的に管理するとともに、事業全体の改善及び要求水準の確保に資するよう実施すること。

(4) 情報漏洩防止管理

業務上知り得た情報（個人情報を含む）を第三者へ情報漏洩等を発生させないこと。

4.1.1 統括マネジメント工

統括マネジメント工は、本件各業務を横断的に把握・調整し、一元的に管理することにより、本事業に必要とされるサービスを安定的に提供することを目的とする。

また、本事業の全てを統括することにより、下水道事業に必要とされるサービスを提供し、事業者の適切な業務環境を創出することに加え、本市のパートナーとして、事業者の専門的知見に基づき、本市の下水道事業運営に資する助言・協力を行い、下水道事業の健全な経営及び将来にわたる持続性の確保に寄与するものとする。

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

(1) 統括管理責任者の役割

統括管理責任者は、以下の対応を行うこと。

ア 事業者側の統一的な窓口として、本市と本事業全般について、協議及び調整を行うこと。なお、本市と統括管理責任者との間で報告又は打合せ協議を行う場合においては、本市の理解を援助する者の同席を認める。

イ 本件各業務全ての業務内容及び相互関係を理解した上で、事業全体の方針共有及び優先順位整理を行い、効率的・効果的かつ安定的な一体的サービスとして提供できるよう調整すること。

ウ 事業者が自ら作成した業務計画書に基づき、進捗、工程、課題発生状況を把握し、遅延等を確認した場合には速やかに本市に報告し、必要な是正措置を講じること。

エ 本件各業務で生じる課題及び本市からの要請に対し、迅速かつ適切に対応すること。

オ 現場状況、対応内容などについて、本件各個別契約の規定に基づく本件各業務の現場責任者及び管理技術者等との間で情報共有及び調整を行い、その結果を本市に適宜報告すること。

カ 事業者たる構成企業間、及び本市と事業者との間において、円滑かつ密接なコミュニケーション並びに情報共有・意思疎通を確保し、本件各業務の実施状況及び本事業全体の動きを的確に把握した上で、これを体系的に管理する司令塔としての役割を担うものとする。

(2) マネジメント用マニュアルの作成

本件各業務に係る手順、役割分担、連絡調整方法等を整理した「マネジメント用マニュアル」を作成し、統括管理に活用すること。

(3) 事業全体に係るマネジメント

ア 事業者が実施する本件各業務について、業務横断的な視点から、全体活動の管理及び考え方の調整、並びに、情報の取りまとめ及び活動日程調整を行い、業務の一元管理を図ること。

イ 必要に応じて業務実施手順又は業務実施体制を見直し、作業の効率化に配慮し、業務プロセスを再編・再構築してこれを機能させ、サービスの質の向上を図るよう努めること。

(4) 事業・サービスの向上に資するマネジメント

ア 事業者は、業務実績の分析及び PDCA の考え方を活用し、業務プロセスの改善やサービスの質の向上に努めること。

イ 事業者は、本件各業務の実施を通じて得られた知見、セルフモニタリング及びデータ管理支援の結果を踏まえ、業務内容、実施方法及び体制について継続的な改善を図り、事業・サービスの質の向上に資するマネジメントを行うこと。

(5) データ管理支援

ア 事業者は、本件施設の設置状況、状態及び健全度を常時把握した上で、その結果を本事業に適切に反映するようデータ管理に努めること。

イ 事業者は、本件各業務の統括的な管理及びセルフモニタリングを適切に実施するための基盤として、本件施設及び本事業に関するデータを一元的かつ体系的に整理・管理するとともに、更新計画案作成工等の成果を活用し、性能発注の根幹となる年度実施方針の策定及び管理を支援することを目的として実施する。なお、年度実施方針とは、更新計画案作成工において設計企業等が作成した更新計画案について、本件施設の維持管理業務及び改築更新業務等を実施する企業の知見及び意見を集約し、効率的、効果的かつ実態に即した点検・調査計画及び修繕・改築計画となるよう調整を行った上で策定する方針のことをいう。

ウ 事業者は、データ管理支援を通じて、業務プロセスや施設の状態に関するデータを継続的に収集・分析し、その結果を業務改善や意思決定に活用するための仕組みを構築し、より効果的な計画策定に資すること。さらに、統括管理業務は、本項により蓄積・整理されたデータを活用し、業務全体の最適化及び年度実施方針の策定・見直しを主導すること。

エ 対象データは以下のとおりとする。

(ア) 施設諸元、設置状況、健全度評価等に関するデータ

(イ) 維持管理、点検・調査、修繕及び改築等の業務実績データ

(ウ) 更新計画案作成工（施設情報の収集・整理、点検・調査計画策定、修繕・改築計画策定）の成果

(エ) セルフモニタリング結果及び履行確認に関するデータ

(オ) その他、本件各業務の実施に伴い取得・蓄積されるデータ

オ 事業者は、データの正確性、完全性及び継続性を確保する観点から、データの収集・整理・更新方法、データ管理のルール及び役割分担、本件各業務間における情報連携の方法等について、本市と協議の上、業務の目的に即した合理的な方法を定めるものとする。

カ 事業者は、データ管理支援の一環として、次に掲げる事項を満たすよう対応すること。

(ア) 本件各業務の実施過程において、施設情報、業務記録等のデータに欠損又は不整合を発見した場合には、業務の目的及び管理水準を踏まえ、適切な手続きを経た上で当該データを最新の状態に更新又は補正すること。なお、これらの更新及び補正には、本市が保有する設備台帳その他関連データについて、本市が求める形式・精度への修正を、協議の上で行うことを含むものとする。

(イ) 更新又は補正したデータについては、本事業の遂行、セルフモニタリング並びに本市による確認に支障が生じないよう、必要時に速やかに参照・抽出できる状態を維持すること。

(ウ) 本項に基づく対応は、本市が設備台帳原本を事業者に引き渡すことを前提とするものではなく、本市の管理下にあるデータを活用しつつ実施するものとする。

キ 事業者は、電子データについて、次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 電子データの記録方法、保管方法、管理項目、データ仕様、提出様式及び提出頻度等については、本市と協議の上決定すること。

(イ) 電子データは、紛失、改ざん又は不正利用が生じないよう、適切な管理措置を講じること。

(ウ) 緊急時又は災害時に係る情報管理については、災害時維持修繕協定の定めに従い対応すること。

ク 事業者は、本項に基づき管理・整理したデータ並びに更新計画案作成工の成果を活用し、性能発注の根幹となる年度毎の実施方針（５．３．２（管路）、６．３．２（マンホールポンプ）及び７．３．２（雨水ポンプ場）に係る更新計画案作成工に規定する点検・調査計画及び修繕・改築計画）を策定し、管理すること。

ケ 事業者は、次に掲げる事項を踏まえ、年度実施方針を策定すること。

(ア) 更新計画案作成工における健全度評価及び劣化予測

(イ) 維持管理、点検・調査、修繕及び改築等の実施実績

(ウ) 施設の重要度、リスク及び優先順位

(エ) 施工条件、社会的要請その他の事業環境

コ 事業者は、交付対象となる事業を含め、本市の予算要求スケジュールを踏まえた時期に、翌年度の計画を作成し、本市と協議を行うこと。当該協議においては、次に掲げる事項を整理した上で提示すること。

(ア) 翌年度に実施予定の事業範囲

(イ) 対象施設及び対象業務の概要

(ウ) 優先順位の考え方及び設定理由

(エ) 概算的な事業費又は予定額

サ 前号の協議を経て本市と合意した内容に基づき、当該年度の実施方針を確定するものとする。事業者は、これを３．３．２（年間業務計画書）に規定する本件各業務の年間計画の策定、３．４（モニタリング）に規定するセルフモニタリング及び本章に規定する統括管理業務に反映させるものとする。

(6) 本市とのコミュニケーション及び住民サービス意識

本市と事業者との間のコミュニケーションを密にし、住民サービスレベルの向上を常に意識した上で、これを本事業に反映するよう努めること。

(7) スケジュール・コスト・品質の統合管理

本件各業務の実施に当たり、マネジメント技術を駆使し、スケジュール、コスト、品質の適切なコントロールを行い、円滑な業務の推進に資すること。

(8) セルフモニタリングを通じた統括

ア 事業者は、PDCA の考えを取り入れたセルフモニタリングを通じ、本事業に係る全ての事業者を取りまとめ、業務履行期間にわたり要求水準を満たしたサービスを提供し続けること。

イ 事業者は、契約書及び本要求水準書で定められた範囲内で自らの裁量により、本

事業の履行状況を確認するため、３．４（モニタリング）に規定するセルフモニタリングを実施すること。

ウ 事業者は、要求水準の確保を図るため、「セルフモニタリング実施計画書」を提出し本市の承諾を得ること。

エ 事業者は、月間業務報告書において、本件各業務の執行状況として、出来高数量、進捗率、及び金額ベースの残事業量を毎月報告すること。

オ 事業者は、性能規定の状況を業務履行期間にわたり継続的に確認し、月間業務報告書及び年間業務報告書と併せて本市に報告すること。また、新たな有益な KPI を積極的に提案すること。

（９）本市のパートナーとしての助言機能

本事業における本市のパートナーとして、下水道事業の健全な経営への貢献の視点を持ち、事業者が自ら行う本件各業務において業務プロセスを最適化するだけでなく、本市が行う業務範囲をも含めた業務プロセスの最適化についても助言を行うこと。

（１０）中長期視点での最適化

下水道施設全体を俯瞰して、将来にわたる改築需要及び事業環境の変化を勘案した上で、維持管理、修繕及び改築を一体的に捉えた最適化を図り、持続可能な事業運営に資する業務提供体制を構築すること。

第5章 管路施設の要求水準

管路施設に関する業務は、対象施設の機能保全、事故等の防止、延命化、サービス向上、効率性の確保等を目的に実施するものである。

本業務は、大きく以下の二つの中分類から構成される。

(1) 維持管理業務

管路施設の維持管理業務は、住民等からの緊急的な要望に対する対応や損傷した施設の修繕等を早急に対応することで、安全で快適な生活に資すること及び機能保全、事故等の防止、延命化、サービス向上、効率性の確保等を目的に実施するものである。

(2) 改築更新業務

管路施設の改築更新業務は、老朽化等により機能の低下又は性能の喪失が生じた施設について最適な更新計画を立案し、更生工法等の措置により、本来有すべき機能及び性能を中長期間にわたり確保することを目的として実施するものである。

5.1 業務内容

(1) 業務内容

事業者は、適切な手順に従って、次の各号に示す工種及び関連する作業を行うこと。

ア 維持管理業務

(ア) 日常的業務

(イ) 計画的業務

イ 改築更新業務

(ア) 計画作成業務

(イ) 設計業務

(ウ) 改築工事

(2) 統括管理責任者の役割

統括管理責任者は、管路施設の維持管理業務及び改築更新業務全般を一元的に管理すること。

5.2 維持管理業務の要求水準

5.2.1 日常的業務の概要

日常的業務は、住民等からの緊急的な要望に対する対応や損傷した施設の修繕等を早急に対応することで、安全で快適な生活に資することを目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択して、次の各項に示す作業を行うものとする。

(1) 住民対応工

(2) 事故対応工

(3) 他工事等立会工

(4) 修繕工

(5) 巡視工

(6) 定期清掃工（伏せ越し管渠等）

(7) 検査業務

5.2.2 住民対応工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、窓口電話を 24 時間受付可能な体制をとり、速やかに対応すること。また、苦情等の連絡受付から、原則として 1 時間以内に現場へ到着すること。
- (2) 事業者は、住民からの要望・相談（マンホール騒音、臭気、蓋破損（公共、宅内）、管詰まり（公共、宅内）、陥没、舗装補修、害虫駆除等の依頼への対応をいうが、これらに限らない。）の内容に応じて、適切な一次対応を行うこと。
- (3) 住民からの苦情・要望等の連絡に対し、連絡の受付及び対応並びに情報の蓄積を行うこと。
- (4) 少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努めること。
 - ア 本事業に関する住民説明
 - イ 業務履行期間中の住民への制約事項
 - ウ 敷地等への立ち入りに関する事項
 - エ 質問、意見、苦情等に関する事項
- (5) 本事業が円滑に遂行できるよう、住民等に対する広報や注意喚起等を実施すること。
- (6) 苦情等を受付けた場合は、速やかに苦情等の原因調査を実施するとともに官民処置の見極めを行い、その内容を記録及び整理し、本市へ報告すること。また、必要に応じて、苦情又は問合せ等のあった住民に対して原因調査の結果及び処置の内容等を説明すること。
- (7) 本市が原因であった場合には、本市と処置方法等の協議を行い、必要に応じて処置等を実施し、本市へ報告すること。

5.2.3 事故対応工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、窓口電話を 24 時間受付可能な体制をとり、速やかに対応すること。
- (2) 事業者は、管路施設に関わる道路陥没又は管路閉塞等の事故内容（関係課からの緊急点検依頼、関係課へ引継等の対応を含むが、これらに限らない。）に応じて、緊急処置や緊急清掃等の適切な一次対応を行うこと。
- (3) 本件施設に起因する事故の報告を受け付けた場合又は業務実施で事故等を発見した場合は、その内容を記録及び整理し、本市へ報告すること。
- (4) 速やかに事故等の原因調査を実施するとともに帰責の見極めを行い、記録及び整理し、本市へ報告すること。
- (5) 必要に応じて、事故の関係者に対して原因調査の結果及び処置の内容等を説明すること。
- (6) 本市が原因であった場合には、本市と処置方法等の協議を行い、必要に応じて処置等を実施し、本市へ報告すること。

5.2.4 他工事等立会工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 近接・承認工事（他企業等工事）又は施設の一時使用の立会等（関係課からの緊急点検依頼、関係課へ引継等の対応を含むが、これらに限らない。）について、適切な対応を行うこと。
- (2) 他工事等の立会及び確認の依頼があった場合には、その内容を記録及び整理し、本市へ報告すること。
- (3) 事業者は、本市の指示に従い他工事等の事前又は施工時の立会業務を行い、円滑な施工及び損傷等を未然に防ぐための必要な確認、指示、措置等を講じること。
- (4) 他工事等立会の実施に当たっては、本事業における確認事項、防護措置、異常時の対応・措置、報告等について、本市と事前に調整及び確認を行うこと。
- (5) 他工事等立会の結果は、速やかに本市へ報告すること。

5.2.5 修繕工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、点検、調査及び清掃等により不良又は破損等を確認した場合は、速やかに修繕計画を立案し、本市の承諾を受けた本件施設について、機能を維持又は回復させるための工事を行うこと。
- (2) 事業者は、本件施設に係る補修又は取替工事、修繕後の舗装本復旧工事、その他維持管理及び問題等解決のために本市が求める必要な措置や工事等を行うこと。
- (3) 事業者は、修繕に伴う他施設管理者との調整、立会等を行い、調整内容を本市に報告するとともに、関連する従事者に対し周知すること。
- (4) 本市が本事業以外の別途業務発注により工事を行う場合は、施工時に立会を行い、作業内容について現場確認を行うとともに、本市に報告を行うこと。なお、別途業務の事業者が本市の指示と異なる作業を行っていることを発見した場合は、直接改善事項等を指示できるものとし、その指示内容を本市に報告すること。
- (5) 舗装本復旧については、他占有者等と復旧範囲の調整等を十分に行うこと。

5.2.6 巡視工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 巡視工は、基本的にマンホール蓋を開閉せず、地表より目視によってマンホール蓋及び周辺舗装の異常の有無を確認し、下水道台帳との整合についても確認をする。
- (2) 巡視工によって異常が発見された場合は、適切な処置を行うものとする。また、対策の緊急性を検討し、速やかに調査・対策が必要と判断された場合には、本市と協議の上、状態を把握するために必要な調査・対策を実施するものとする。
- (3) 巡視工に関する対象施設、実施時期、方法等は、点検・調査計画を踏まえて、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。
- (4) 当該工種は、簡易な業務報告の聴取等を行う施設（報告書の作成を求めない施設とし、以下「簡易報告施設」という。）として取り扱うものとする。ただし、簡易報告施設であっても当該工種の結果は全てデータベース化し、記録として蓄積すること。

- (5) 異常を発見した場合には、不具合箇所の状況写真と位置情報などを速やかに本市に報告すること。

5.2.7 定期清掃工（伏せ越し管渠等）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 定期清掃工に関する対象施設、実施時期、方法等は、点検・調査計画を踏まえて、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。
- (2) 当該工種においては、高圧洗浄車及び強力吸引車を標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、伏せ越し管渠等における管路内の土砂、汚泥その他堆積物をマンホール内に集積し、これを強力吸引車等で吸上げて除去すること。
- (3) 前項により除去した土砂、汚泥、し渣その他の発生物については、飛散、流出及び悪臭の発生を防止する措置を講じた上で適切に回収し、速やかに場外へ搬出することとし、その運搬及び処分については、10.2（廃棄物管理）の規定に従うものとする。
- (4) 管路内の清掃状況が確認できる写真を地上部から撮影し、また清掃前後の管内状況が確認できるように管内の撮影も行うこと。

5.2.8 検査業務

兵庫県流域下水道接続要綱に基づき水質検査を実施し、結果について本市に報告すること。なお、測定箇所は本市が指定する1箇所とし、水質分析項目は以下の表に定めるとおりとする。ただし、色、ダイオキシン類、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の項目については、本市が指示する場合を除き、測定を行わないものとする。

水質分析項目	単位	水質分析項目	単位
温度	℃	1,2-ジクロロエタン	mg/L
色	-	1,1-ジクロロエチレン	mg/L
pH	水素指数	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L
生物化学的酸素要求量	mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L
浮遊物質	mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L
n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	1,3-ジクロロプロペン	mg/L
鉱油類含有量		チウラム	mg/L
動植物油脂類含有量		シマジン	mg/L
よう素消費量	mg/L	チオベンカルブ	mg/L
窒素含有量	mg/L	ベンゼン	mg/L
燐含有量	mg/L	セレン及びその化合物	mg/L
カドミウム及びその化合物	mg/L	ほう素及びその化合物	mg/L
シアン化合物	mg/L	ふっ素及びその化合物	mg/L
有機燐化合物	mg/L	フェノール類	mg/L
鉛及びその化合物	mg/L	銅及びその化合物	mg/L
六価クロム化合物	mg/L	亜鉛及びその化合物	mg/L
砒素及びその化合物	mg/L	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L
アルキル水銀化合物	mg/L	クロム及びその化合物	mg/L
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	ダイオキシン類	pg-TEQ/L
トリクロロエチレン	mg/L	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/L
テトラクロロエチレン	mg/L	化学的酸素要求量	mg/L

ジクロロメタン	mg/L	1,4-ジオキサン	mg/L
四塩化炭素	mg/L		

5.2.9 計画的業務の概要

計画的業務は、計画的な点検・調査等により機能保全、事故等の防止、延命化、サービス向上、効率性の確保等に資することを目的とする。

計画的業務の実施について、対象施設、実施時期、方法等は、点検・調査計画を踏まえて、事業者から提案を受け、本市と事業者との協議により決定するものとする。また、方法及び撮影内容等の変更は、事前に本市と協議し、その承諾を得るものとする。

事業者は、次の各項に示す作業を行うものとする。

- (1) 腐食環境下点検工
- (2) 本管 TV カメラ調査工（φ150 mm以上～φ800 mm未満）
- (3) 本管テレビカメラ調査工（φ800 mm以上～φ1,500 mm未満）
- (4) 本管潜行目視調査工（φ800 mm以上）
- (5) 管口カメラ点検工（600 mm未満）
- (6) 管口カメラ点検工（600 mm以上～2,000 mm未満）
- (7) 浮流式カメラ点検工（800 mm以上～2,000 mm未満）
- (8) 地上点検工（人孔深 3m以下）
- (9) 点検工（人孔深 6 以下）

5.2.10 腐食環境下点検工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 腐食環境下点検工は、マンホールポンプの吐出し先及び伏越し箇所を対象として、地上からの目視、鏡とライトの使用、管口カメラの挿入等により管内状況や堆積物の確認等を行う。
- (2) 当該工種は、下水道法施行令第5条の12に規定する点検（腐食のおそれの大きい排水施設の箇所について5年に1回以上の点検の実施）として行う。
- (3) 当該工種は、調査員がマンホールに入らず、地上部よりマンホール及び本管の異状の有無を、管口カメラを用いて可視範囲を目視により点検する。マンホール内にロッド付きカメラを挿入し、十分な照明のもとマンホール内及び接続されている本管内の状況を、調査員がモニターを見ながら点検を行うものである。また、マンホール蓋については、下水道台帳や維持管理台帳等に記録蓄積されていない場合に、マンホール蓋の基本情報の収集整理を実施するもので、マンホールのタイプ及び表面の異状の有無を目視により蓋の裏面も含めた点検とする。

5.2.11 本管 TV カメラ調査工（φ150 mm以上～φ800 mm未満）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 本管 TV カメラ調査工は、内径 800mm 未満の小中口径管を対象として、管渠内調査用 TV カメラ（自走式又は牽引式）を使用して、管渠内の状況を調査する。
- (2) 調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

管渠内洗浄は、高圧洗浄車による洗浄を行うものであり、原則として、吸泥車は使用しない。当該作業は、高圧洗浄車及び給水車を標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、調査前に高圧洗浄車による管路内を入念に洗浄すること。管路内の洗浄状況が確認できる写真を地上部から撮影し、また洗浄前後の管内状況が確認できるように管内の撮影も行うこと。

- (3) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。なお、調査対象区間の延長（マンホール中心からの距離）については地上で別途測定すること。
- (4) 本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、撮影すること。異常箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像を収録すること。
- (5) 本管内の異常箇所の位置表示は、原則として管体延長によるものとし、上流側マンホール管口からの距離を正確に測定すること。なお、調査対象区間の路線延長はマンホール中心間距離とし、地上で別途測定すること。
- (6) 取付管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール管口からの距離（管体延長）とする。
- (7) 調査の続行が困難になった場合は、調査が困難となった要因を分析し、可能な限り調査完遂に努めること。

5.2.12 本管テレビカメラ調査工（ $\phi 800$ mm以上～ $\phi 1,500$ mm未満）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 本管テレビカメラ調査工は、内径 800mm 以上から 1,500mm 未満の大口径管を対象として、管渠内調査用 TV カメラ（自走式又は牽引式）を使用して、管渠内の状況を調査する。
- (2) マンホール間を一工程とし、TV カメラを移動しながら、直視又は側視の映像をモニターテレビに映し出し、必要な事項を記録すること。
- (3) その他は、5.2.11（本管 TV カメラ調査工）の第3項から第7項の規定を適用する。この場合において、「本管 TV カメラ調査工」とあるのは「本管テレビカメラ調査工」と読み替えて、これを準用する。

5.2.13 本管潜行目視調査工（ $\phi 800$ mm以上）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 本管目視調査工は、内径 800mm 以上の管渠において、調査員が上流マンホールから本管に入り、下流マンホールに向かって本管の異常の有無を目視及びテストハンマー、スケール等を用いて調査する。当該調査は、管種、管径、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- (2) 管渠内の異常箇所の位置表示は、原則として管体延長によるものとし、上流側マンホール管口からの距離を正確に測定すること。なお、調査対象区間の路線延長はマン

ホール中心間距離とし、地上で別途測定すること。

5.2.14 管口カメラ点検工（600 mm未満）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 管口カメラ点検工は、内径 600 mm未満の管渠を対象とする。
- (2) 管口カメラ点検工は、地上部よりマンホール及び本管の異状の有無を、管口カメラを用いて可視範囲を目視により点検する。マンホール内にロッド付きカメラを挿入し、十分な照明のもとに接続されているマンホール内及び接続されている本管内の状況を、調査員がモニターを見ながら点検を行うものである。また、マンホール蓋については、下水道台帳や維持管理台帳等に記録蓄積されていない場合に、マンホール蓋の基本情報の収集整理を実施するもので、マンホールのタイプ及び表面の異状の有無を目視により蓋の裏面も含めた点検とする。

5.2.15 管口カメラ点検工（600 mm以上～2,000 mm未満）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 管口カメラ点検工は、内径 600 mm以上から 2000 mm未満の管渠を対象とする。
- (2) 管口カメラ点検工は、調査員がマンホールに入らず、地上部よりマンホール及び本管の異状の有無を、管口カメラを用いて可視範囲を目視により点検する。マンホール内にロッド付きカメラを挿入し、十分な照明のもとマンホール内及び接続されている本管内の状況を、調査員がモニターを見ながら点検を行うものである。また、マンホール蓋については、下水道台帳や維持管理台帳等に記録蓄積されていない場合に、マンホール蓋の基本情報の収集整理を実施するもので、マンホールのタイプ及び表面の異状の有無を目視により蓋の裏面も含めた点検とする。

5.2.16 浮流式カメラ点検工（800 mm以上～2,000 mm未満）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 浮流式カメラ点検工は、内径 800mm 以上 2,000 mm未満の管渠を対象とする。
- (2) 浮流式カメラ点検工は、上流側マンホールから浮流型カメラを管路内に流し、撮影された画像から目視によって管路内の劣化やひび割れ、管のズレなどを点検する。

5.2.17 地上点検工（人孔深 3 m以下）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 地上点検工は、調査員がマンホール内に入らず、地上部よりマンホール及び本管の異状の有無を点検ミラーとライトを用い可視範囲を目視により点検する。マンホール蓋については、蓋に関する情報が下水道台帳や維持管理台帳等に記録蓄積されていない場合に、マンホール蓋の基本情報の収集整理として実施するもので、マンホール蓋のタイプ及び表面の異状の有無を目視により確認する。

5.2.18 点検工（人孔深 6 m以下）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 点検工は調査員がマンホールに入り、マンホール及び本管の異状の有無を目視により点検する。本管は管口からライトで内部を照らし、可視範囲を目視により点検する。マンホール蓋については、蓋に関する情報が下水道台帳や維持管理台帳等に記録蓄積されていない場合に、マンホール蓋の基本情報の収集整理として実施するもので、マンホール蓋のタイプ及び表面の異状の有無を目視により確認する。

5.3 改築更新業務の要求水準

5.3.1 計画作成業務の概要

計画作成業務は、本件施設の現状を正確に把握し、将来の劣化予測に基づいた最適な更新計画を立案することで、施設のライフサイクル全体でのコストを最小化しつつ、安定したサービス提供を継続することを目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択し、更新計画案作成工を行うものとする。

5.3.2 更新計画案作成工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

(1) 施設情報の収集・整理

施設情報の収集・整理は、本件各業務の結果を踏まえて、管路施設に関する不具合の程度を診断するとともに、業務の結果を電子データで蓄積・管理することを目的とする。

ア 本件各業務に関する情報を電子データとして蓄積すること。

イ データを作成する際は、位置情報が把握できるように下水道台帳システムと紐づけられるように整理し、本市が導入している GIS による下水道台帳に反映できるように、本市の指定するデータ形式（Shapefile 形式等）によりデータベース化し、適切に蓄積・管理すること。

ウ 本市が導入している GIS による下水道台帳システムのカスタマイズが必要になる場合は、対応方法について本市と協議すること。

エ 点検・調査における異常の程度の評価基準に基づき、管路施設に関する不具合の程度を診断し、異常の程度の評価結果を整理した上、健全度及び対策の要否（維持又は対策）を判定し、これを電子データで蓄積・管理すること。

オ 本件施設に関する修繕・改築の実施結果を整理した上、これを電子データで蓄積・管理すること。

(2) 点検・調査計画策定

点検・調査計画策定は、本件施設の状態を適切に把握し、管路施設の機能維持及び使用期間の長寿命化（ライフサイクルコストの縮減）などに寄与する計画を策定することを目的とする。

ア 重要管路、要注意箇所、腐食の恐れの大い箇所などの施設条件を踏まえて環境区分を設定した上、点検・調査・清掃の頻度の検討、優先順位の検討、対象施設及び実施時期の設定を行うこと。

イ 日常的業務、計画的業務及び改築工事の結果を基に健全度を評価すること。一方、調査が未実施のときは国土交通省国土技術政策総合研究所が公開している「下水

道管きょ健全率予測式」等を用いて、本件施設の健全度を予測し評価すること。
また、これらの健全度の評価結果は調査年度を明らかにした上、データベース化し、適切に蓄積・管理すること。

ウ 管口カメラ又は浮流式カメラを用いた簡易調査などの概略点検手法を活用すること
とも考慮の上、調査優先度が高い施設を効率的かつ効果的に絞り込むための計画を立案すること。

エ 巡視・点検、各種調査、清掃の対象施設、実施時期、概算費用、実施方法、判定項目及び判定基準等について検討すること。

オ 管路施設の状態を適切に把握し、施設の機能及び長寿命化を図るために必要な点検、調査及び清掃等の必要性を判断した上、巡視・点検、各種調査、清掃に関する実施計画を策定し、年度毎の実施方針を設定すること。

カ 前号の結果は、本市が導入している GIS による下水道台帳に反映できるよう、本市の指定するデータ形式（Shapefile 形式等）によりデータベース化し、適切に蓄積・管理すること。

（３）修繕・改築計画策定

修繕・改築計画策定は、本件各業務の結果に基づき、本件対象施設の状態を適切に改善し、管路施設の機能回復及び使用期間の長寿命化（ライフサイクルコストの縮減）などに寄与する計画を策定することを目的とする。

ア 点検・調査の結果及び施設の劣化状況を踏まえ、修繕・改築が必要な箇所を特定し、リスクを考慮した優先順位の検討、対象施設及び実施時期の設定を行うこと。

イ 施設の重要度や影響度、周辺環境などを考慮し、最適な修繕・改築工法を選定するための技術的検討を行い、効率的かつ効果的な計画を立案すること。

ウ 修繕・改築の対象施設、実施時期、概算費用、実施方法等について検討すること。

エ 管路施設の状態を適切に改善し、施設の機能回復及び長寿命化を図るために必要な修繕及び改築等の必要性を判断した上、修繕・改築に関する実施計画を策定し、年度毎の実施方針を設定すること。

オ 前各号の結果は、本市が導入している GIS による下水道台帳に反映できるよう、本市の指定するデータ形式（Shapefile 形式等）によりデータベース化し、適切に蓄積・管理すること。

5.3.3 設計業務の概要

設計業務は、5.3.2（更新計画案作成工）第3項（修繕・改築計画策定）で決定された修繕・改築実施方針に基づき、改築工事を実施するために必要な具体的な情報をすべて設計し、当該改築工事の品質、安全性、経済性を確保することを目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択して、次の各項に示す作業を行うものとする。

（１）詳細設計（管渠更生）

（２）詳細設計（マンホール更生）

5.3.4 詳細設計（管渠更生）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- （１）改築工事（管渠更生工事）を実施するために必要な調査、設計図書の作成等の詳細設計を行うこと。
- （２）設計業務は、本市により指示された設計と条件、本事業に係る図書及び適用基準等によって行うこと。
- （３）工事に必要となる設計業務の成果は、本市との協議で承諾を受けたものとする。

5.3.5 詳細設計（マンホール更生）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- （１）5.3.4（詳細設計（管渠更生））の規定を適用する。この場合において、「管渠更生」とあるのは「マンホール更生」と読み替えて、これを準用する。

5.3.6 改築工事の概要

改築工事は、既設の管渠及びマンホールの劣化状況を改善し、施設の構造的健全性の回復・向上、浸入水・漏出水の防止による水質保全及び水処理負荷の軽減、施設の機能維持及び使用期間の長寿命化（ライフサイクルコストの最適化）並びに安定した下水排除機能の確保を目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択して、次の各項に示す作業を行うものとする。

- （１）改築工事（管渠更生）
- （２）改築工事（マンホール更生）

5.3.7 改築工事（管渠更生）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- （１）改築工事は、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、本来有すべき機能及び性能を中長期間にわたり確保するために行うものであり、事業者は、正常な機能を回復させるために必要な更生工法による改築工事を実施すること。
- （２）事業者は、調査等によって得られた施設状況を的確に把握し、施工計画書を作成して事前に本市の承諾を得ること。
- （３）事業者は、改築工事の実施の際、主任技術者又は監理技術者の責任において、施工管理、工程管理、安全衛生管理、施工環境管理、出来形管理等を十分に行うこと。
- （４）事業者は、施工前及び施工中において設計図書の照査を行った上、工事を履行すること。

5.3.8 改築工事（マンホール更生）

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- （１）5.3.7（改築工事（管渠更生））の規定を適用する。この場合において、「管渠更生」とあるのは「マンホール更生」と読み替えて、これを準用する。

第6章 マンホールポンプの要求水準

マンホールポンプに関する業務は、対象施設の機能保全、事故等の防止、延命化、効率性の確保等を目的に実施するものである。

本業務は、大きく以下の二つの中分類から構成される。なお、マンホールポンプに係る改築更新業務のうち、更新計画案作成工を除く設計業務及び改築工事は、3.6に定める実費精算の対象とする。

(1) 維持管理業務

マンホールポンプの維持管理業務は、定期的な点検、警報対応及び損傷した施設の修繕等を早急に対応することで、汚水の適切な揚水等を目的に実施するものである。

(2) 改築更新業務

マンホールポンプの改築更新業務は、老朽化等により機能の低下又は性能の喪失が生じた施設について最適な更新計画を立案し、改築工事により、本来有すべき機能及び性能を確保することを目的として実施するものである。

6.1 業務内容

(1) 業務内容

事業者は、適切な手順に従って、次の各号に示す工種及び関連する作業を行うこと。

ア 維持管理業務

(ア) 日常的業務

イ 改築更新業務

(ア) 計画作成業務

(イ) 設計業務

(ウ) 改築工事

(2) 統括管理責任者の役割

統括管理責任者は、マンホールポンプの維持管理業務及び改築更新業務全般を一元的に管理すること。

6.2 維持管理業務の要求水準

6.2.1 日常的業務の概要

日常的業務は、定期的な点検、警報対応及び損傷した施設の修繕等を早急に対応することで、汚水の適切な揚水等に資することを目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択して、次の各項に示す作業を行うものとする。

(1) マンホールポンプ点検工

(2) 警報対応工

(3) 修繕工

6.2.2 マンホールポンプ点検工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) マンホールポンプ点検工は、水中ポンプ点検、制御盤点検、槽内点検等を実施すること。
- (2) 本件各業務の仕様の詳細については、本市が別途定める本事業に係る図書及び標準仕様書並びにこれらに類する図書等を参照すること。
- (3) 作業記録写真は工程ごとに撮影（カラー）し、本市へ提出すること。
- (4) マンホール蓋を開けた場合、蓋の浮き上がりによる歩行者のつまずきによる破損等の危険性があるため、段差が生じないように確実に閉じること。
- (5) 仮締切を必要とする場合は、事前に本市の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、直ちにこれを撤去すること。
- (6) 緊急作業を除く作業に当たり、公道以外の土地（公共用地及び民地の宅地又は垣、柵で囲まれた土地等）に立入る場合は、あらかじめ土地の所有者又は権利者の承諾を得ること。
- (7) 作業を実施するに当たり、公道及び作業範囲周辺を汚損させた場合は、速やかに清掃を実施すること。

6.2.3 警報対応工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、24 時間対応可能な体制をとり、速やかに警報対応を行うこと。また、緊急性のある警報が発報した場合及び警報の内容が不明な場合は原則として1 時間以内に現場へ到着し、確認を行うこと。
- (2) 事業者は、警報の内容に応じて、適切な一次対応を行うこと。
- (3) マンホールポンプの警報により緊急的に点検が必要となったポンプ設備について、マンホールポンプ点検工に準じて点検すること。
- (4) 本市（宿直を含む）に市民等の外部からの通報があった際には、本市から連絡を受け点検を実施すること。
- (5) 停電が警報等で確認された場合は、必要に応じて電力会社への問い合わせ等を行い、状況に応じてマンホールポンプの緊急点検を行うこと。
- (6) 緊急時やポンプ設備等に重大な補修の必要が発生した場合には、直ちに本市へ報告すること。

6.2.4 修繕工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、マンホールポンプの機能が正常に発揮できるよう、必要に応じ適切に施設、設備、機器等に係る修繕（修理、交換、分解整備及び調達等をいい、機器全体の更新は含まない）を行うものとする。
- (2) 事業者が修繕の対応を行う場合は、本市に対し、修繕が必要である設備等の現況及びその理由を速やかに報告し、実施後は、修繕に係る見積書、修繕対応の記録を残し、本市に報告すること。なお、見積に要する費用は事業者が負担する。
- (3) 事業者は、修繕に要する費用見積もりが税込み 200 万円を超える可能性がある場

合は、修繕内容について本市と協議すること。

- (4) 事業者は、一箇所（原則として発生箇所単位とする。）あたりの費用が税込 200 万円以下の修繕を行うこと。また、修繕費用の年間総額が上限金額を超えた場合は、本市が行うものとする。
- (5) 本市は、事業者による修繕の報告書の提出を受けたときは、必要に応じて点検又は修繕箇所の確認を行うことができる。この場合において、本市が必要であると認めるときは、事業者には是正を指示するものとし、事業者はこれに応じるものとする。
- (6) 事業者により修繕を行うことが不可能であり、本市が行う修繕が必要となる場合は速やかに本市へ報告し、協議するものとする。
- (7) 修繕工は、該当する業種に係る建設業の許可を得ている業者が実施するものとする。

6.3 改築更新業務の要求水準

6.3.1 計画作成業務の概要

計画作成業務は、本件施設の現状を正確に把握し、将来の劣化予測に基づいた最適な更新計画を立案することで、施設のライフサイクル全体でのコストを最小化しつつ、安定したサービス提供を継続することを目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択し、更新計画案作成工を行うものとする。

6.3.2 更新計画案作成工

事業者は、次の各項に示す作業を行うものとし、当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

(1) 施設情報の収集・整理

施設情報の収集・整理は、本件各業務の結果を踏まえて、マンホールポンプに関する不具合の程度を診断するとともに、業務の結果を電子データで蓄積・管理することを目的とする。

ア 本件各業務に関する情報を電子データとして蓄積すること。

イ データを作成する際は、本市が管理する設備台帳に反映できるよう、本市の指定するデータ形式によりデータベース化し、適切に蓄積・管理すること。

ウ 点検等における異常の程度の評価基準に基づき、対象設備に関する不具合の程度を診断し、異常の程度の評価結果を整理し、これを電子データで蓄積・管理すること。

エ 本件施設に関する修繕・改築の実施結果を整理した上、これを電子データで蓄積・管理すること。

(2) 点検・調査計画策定

点検・調査計画策定は、本件施設の状態を適切に把握し、施設の機能維持及び使用期間の長寿命化（ライフサイクルコストの縮減）などに寄与する計画を策定することを目的とする。

ア 対象設備毎の管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を設定した上で点検（分解整備を含む）・調査・清掃の頻度の検討、優先順位の検討、対象施設及び実施時期の検討を行うこと。

イ 日常的業務において得られた各種情報（振動値、電流・電圧等の測定データ等）及び現地の目視確認等により設備状況を調査するとともに、目標耐用年数に対して劣化状況を評価し、各設備の健全度を評価すること。また、これらの健全度の評価結果は調査年度を明らかにした上、データベース化し、適切に蓄積・管理すること。

ウ 点検、各種調査、清掃の対象施設、実施時期、概算費用、実施方法、判定項目及び判定基準等について検討すること。

エ マンホールポンプの状態を適切に把握し、施設の機能及び長寿命化を図るために必要な点検、調査及び清掃等の必要性を判断した上、点検、各種調査、清掃に関する実施計画を策定し、年度毎の実施方針を設定すること。

（３）修繕・改築計画策定

修繕・改築計画策定は、本件各業務の結果に基づき、本件対象施設の状態を適切に改善し、施設の機能回復及び使用期間の長寿命化（ライフサイクルコストの縮減）などに寄与する計画を策定することを目的とする。

ア 点検・調査の結果及び施設の劣化状況を踏まえ、修繕・改築が必要な箇所を特定し、リスクを考慮した優先順位の検討、対象施設及び実施時期の設定を行うこと。

イ 施設の重要度や影響度、周辺環境などを考慮し、最適な修繕・改築工法を選定するための技術的検討を行い、効率的かつ効果的な計画を立案すること。

ウ 修繕・改築の対象施設、実施時期、概算費用、実施方法等について検討すること。

エ 施設の状態を適切に改善し、施設の機能回復及び長寿命化を図るために必要な修繕及び改築等の必要性を判断した上、修繕・改築に関する実施計画を策定し、年度毎の実施方針を設定すること。

オ 前各号の結果は、本市が管理する設備台帳に反映できるよう、本市の指定するデータ形式によりデータベース化し、適切に蓄積・管理すること。

6.3.3 設計業務の概要

設計業務は、6.3.2（更新計画案作成工）第3項（修繕・改築計画策定）で決定された修繕・改築実施方針に基づき、改築工事を実施するために必要な具体的な情報をすべて設計し、当該改築工事の品質、安全性、経済性を確保することを目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択し、詳細設計を行うものとする。

6.3.4 詳細設計

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

（１）改築工事を実施するために必要な調査、設計図書の作成等の詳細設計を行うこと。

（２）設計業務は、本市により指示された設計与条件、本事業に係る図書及び適用基準等によって行うこと。

（３）工事に必要となる設計業務の成果は、本市との協議で承諾を受けたものとする。

6.3.5 改築工事の概要

改築工事は、既設のマンホールポンプの劣化状況を改善し、施設の構造的健全性の回復・向上、施設の機能維持及び使用期間の長寿命化（ライフサイクルコストの最適化）並びに安定した下水排除機能の確保を目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択し、改築工事を行うものとする。

6.3.6 改築工事

- （１）改築工事は、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、機能を維持させるために行うものであり、事業者は、正常な機能の維持又は回復させるために必要な改築工事を実施する。
- （２）事業者は、調査等によって得られた施設状況を的確に把握し、施工計画書を作成して事前に本市の承諾を得ること。
- （３）事業者は、改築工事の実施の際、主任技術者又は監理技術者の責任において、施工管理、工程管理、安全衛生管理、施工環境管理、出来形管理等を十分に行うこと。
- （４）業者は、施工前及び施工途中において設計図書の照査を行った上、工事を履行すること。
- （５）施設の機能障害及び事故等が直ちに発生する恐れが予測される場合は、速やかに本市に報告すること。

第7章 雨水ポンプ場の要求水準

雨水ポンプ場に関する業務は、対象施設の機能保全、事故等の防止、延命化、効率性の確保等を目的に実施するものである。

本業務は、大きく以下の二つの中分類から構成される。

(1) 維持管理業務

雨水ポンプ場の維持管理業務は、雨天時等の運転、定期的な点検、警報対応及び損傷した施設の修繕等を早急に対応することで、雨水の適切な揚水等を目的に実施するものである。

(2) 改築更新業務

雨水ポンプ場の改築更新業務は、老朽化等により機能の低下又は性能の喪失が生じた施設について最適な更新計画を立案することを目的として実施するものである。

7.1 業務内容

(1) 業務内容

事業者は、適切な手順に従って、次の各号に示す工種及び関連する作業を行うこと。

ア 維持管理業務

(ア) 日常的業務

イ 改築更新業務

(ア) 計画作成業務

(2) 統括管理責任者の役割

統括管理責任者は、雨水ポンプ場の維持管理業務及び改築更新業務全般を一元的に管理すること。

7.2 維持管理業務の要求水準

7.2.1 日常的業務の概要

日常的業務は、定期的な点検、警報対応及び損傷した施設の修繕等を早急に対応することで、汚水の適切な揚水等に資することを目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択して、次の各項に示す作業を行うものとする。なお、雨水ポンプ場の日常的業務のうち次の第1項及び第2項については、リスク分担の観点から仕様発注とする。

(1) 雨水ポンプ場運転管理工〔仕様発注〕

(2) 雨水ポンプ場点検工〔仕様発注〕

(3) 修繕工

7.2.2 雨水ポンプ場運転管理工〔仕様発注〕

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。なお、当該工種はリスク分担の観点から仕様を定めることとする。

- (1) 雨水ポンプについて、平常時は原則として自動運転とし、流入水量及びポンプ井水位の状態に応じて台数制御を行わなければならない。

- (2) 雨水ポンプ場は週 3 回以上の巡回方式により管理を行わなければならない。また、気象情報に注意し、台風や局所的集中豪雨等により多量の流入水が見込まれる場合は、各ポンプ場の巡回を行い、設備の運転状況を確認しなければならない。
- (3) 雨水ポンプ場は、ポンプ稼動時にはし渣等が流入するため、都度除去する等の作業を行い、設備の過負荷停止に留意しなければならない。なお、回収したし渣等は事業者において適切に処理しなければならない。
- (4) 雨水ポンプ場の操作は、【別紙 8】（参考図書）の第 51 項に基づいて行わなければならない。
- (5) 雨天時については、2 台目のポンプが起動してもなお水位が上昇する場合、現場に常駐し、適宜運転操作を行わなければならない。
- (6) ポンプ設備の連続運転時は、随時給油を行わなければならない。
- (7) 電気設備の管理点検は、事業者が別に委託した電気設備点検業務の受託者の指示に従って作業しなければならない。
- (8) 場内の清掃について、屋内は月に 1 回、屋外は年に 3 回の頻度で清掃しなければならない。また、除草作業を実施しなければならない。
- (9) 事業者は、各ポンプ場の開錠及び施錠にあたっては、厳重に管理し、現場における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止を図らなければならない。また、火災を未然に防止するため、各ポンプ場に火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を行い、火災の防止を図らなければならない。

7.2.3 雨水ポンプ場点検工【仕様発注】

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。なお、当該工種はリスク分担の観点から仕様を定めることとする。

- (1) 雨水ポンプ場の点検は、【別紙 1 1】（雨水ポンプ場及びマンホールポンプ点検の記録方法等）に基づいて行わなければならない。
- (2) 揖保川第四ポンプ場については、消防危第 33 号に基づき危険物を貯蔵する地下タンク及び地下埋設配管の危険物に接する全ての部分について漏洩点検を行わなければならない。なお、点検方法は、加圧法・微加圧法・微減圧法又は（財）全国危険物安全協会が性能評価した方法とし、頻度については本市が指定するものとする。また、点検報告書を 2 部作成の上、正本を管轄の消防署に届出し、受理後に副本を本市に提出しなければならない。
- (3) 揖保川第一、揖保川第四、網干雨水ポンプ場については、当該施設に設置されている非常用発電機及びポンプ用原動機の点検を行わなければならない。なお、頻度については【別紙 1 1】（雨水ポンプ場及びマンホールポンプ点検の記録方法等）に示す。
- (4) 揖保川第一、揖保川第四ポンプ場については、消防法第 17 条 3 の 3 による法定点検を【別紙 1 1】（雨水ポンプ場及びマンホールポンプ点検の記録方法等）に基づいて行わなければならない。
- (5) 沈砂池及びポンプ井の浚渫は、【別紙 1 1】（雨水ポンプ場及びマンホールポンプ点検の記録方法等）に基づいて行わなければならない。なお、頻度は本件契約の期間中において、出水期前に計 4 回実施するものとし、実施時期及び対象施設は事業者と

の協議の上決定するものとする。

- (6) 電気設備の管理点検は、電気設備点検業務の受託者の指示に従って作業しなければならない。

7.2.4 警報対応工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 第6章（マンホールポンプの要求水準）6.2.3（警報対応工）の規定を適用する。この場合において、「マンホールポンプ」とあるのは「雨水ポンプ場」と読み替えて、これを準用する。

7.2.5 修繕工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 第6章（マンホールポンプの要求水準）6.2.4（修繕工）の規定を適用する。この場合において、「マンホールポンプ」とあるのは「雨水ポンプ場」と読み替えて、これを準用する。

7.3 改築更新業務の要求水準

7.3.1 計画作成業務の概要

計画作成業務は、本件施設の現状を正確に把握し、将来の劣化予測に基づいた最適な更新計画を立案することで、施設のライフサイクル全体でのコストを最小化しつつ、安定したサービス提供を継続することを目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択し、更新計画案作成工を行うものとする。なお、雨水ポンプ場に係る改築更新業務は、更新計画案作成工を対象とし、設計業務及び改築工事は本事業の対象外とする。

7.3.2 更新計画案作成工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 第6章（マンホールポンプの要求水準）6.3.2（更新計画案作成工）の規定を適用する。この場合において、「マンホールポンプ」とあるのは「雨水ポンプ場」と読み替えて、これを準用する。

第8章 計画事業用地の要求水準

計画事業用地に関する業務は、対象施設の美観の確保を目的に実施するものである。
本業務は、維持管理業務を主体とし、定期的な清掃等を実施することで、対象施設の美観の確保を目的に実施するものである。

8.1 業務内容

(1) 業務内容

事業者は、適切な手順に従って、次の各号に示す工種及び関連する作業を行うこと。

ア 維持管理業務

(ア) 日常的業務

(2) 統括管理責任者の役割

統括管理責任者は、計画事業用地の維持管理業務全般を一元的に管理すること。

8.2 維持管理業務の要求水準

8.2.1 日常的業務の概要

日常的業務は、定期的な清掃を実施することで、対象施設の美観の確保等に資することを目的とする。

事業者は、作業環境等に応じて適切な対応方法を選択し、計画事業用地管理を行うものとする。

8.2.2 計画事業用地管理工

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 取得済みの計画事業用地の敷地内において草刈り・清掃等を実施し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理を行う。
- (2) 除草作業の回数の目安は各施設につき年3回（春・夏・秋）とし、作業により発生した廃棄物は適切に処理（分別や処分方法）を行う。
- (3) 廃止施設の劣化等による事故や侵入者を防ぐための最低限の安全確保を行う。
- (4) 事業者は、各計画事業用地の開錠及び施錠にあたっては、厳重に管理し、現場における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止を図らなければならない。また、火災を未然に防止するため、各計画事業用地に火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を行い、火災の防止を図らなければならない。
- (5) 資材等の購入費及び補修費の取扱いについては、3.6（対価及び精算方法）第1項の規定によるものとする。

第9章 災害対応業務の要求水準

9.1 被災状況把握等

- (1) 事業者は、地震や風水害等の災害時において本事業の対象施設に被災のおそれがある場合は、本市と密に連絡及び調整を行うとともに、予め定めた緊急巡視方法又は点検方法によって、被災状況の把握に努め、本市に報告する。
- (2) 被災状況把握等は、「姫路市地域防災計画」及び「姫路市下水道事業業務継続計画」等と整合を図るものとする。
- (3) 事業者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、本市に届け出ること。なお、連絡体制及び出動体制を定めるに当たっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に本市と協議の上、各々の役割分担を定めるものとする。
- (4) 本市は、前各項に掲げるもののほか、本市にて実施する災害時対応訓練等への参加を事業者を求める場合がある。

9.2 二次災害防止等緊急措置・対応

- (1) 二次災害防止等緊急措置・対応は、地震や風水害等による災害時において、二次災害を防止するために、吸泥車の手配や水中ポンプによる仮排水を行う等、代替機能を緊急的に措置するものとする。また、トイレ以外の水の使用を控えてもらうための広報車活動の協力等も実施するなど、本市による対応を支援する。
- (2) 本市と事業者は、本件契約締結後速やかに下水道法第 15 条の 2 に基づく協定を締結するものとする。
- (3) 前項の協定内容については、本件契約締結後、【別紙 1 2】（災害時維持修繕協定（案））に示す内容を基に、本市と事業者で協議の上作成する。

第 10 章 その他

10.1 業務の引継ぎ

本事業の開始に向けた業務準備期間及び次期事業の実施に向けた業務引継期間における業務の引継ぎは以下に示すとおりとする。

(1) 業務の引継ぎ方法

ア 業務準備期間における引継ぎ方法

- (ア) 事業者は、業務準備期間に前任事業者から本事業に係る引継ぎを受けるものとする。なお、本市が実施する引継ぎの内容や方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で事業者が負うべき責任を免れることはできない。また、事業者側の準備行為及び業務引継等に係る費用は事業者の負担とする。

イ 業務引継期間における引継ぎ方法

- (ア) 事業者は、業務引継期間に事業者の負担と責任により、次期事業者及び本市へ本事業に係る引継ぎを行うものとする。
- (イ) 事業者は、業務引継期間に、業務の引継書及び必要な資料等を作成し、本市に提出すること。
- (ウ) 本市と事業者は、引継書等について速やかに協議し、引継ぎ内容を確認する。
- (エ) 引継書等に変更があるときは、変更する当事者が速やかに相手方に通知すること。

(2) 引継ぎ内容

ア 業務準備期間に引継ぎする内容

- (ア) 下水道台帳及び現地確認等による本件施設の位置等の把握
- (イ) 施設機能等の確認
- (ウ) 調査等の業務及び改築、修繕等工事の履歴の把握
- (エ) 把握している施設の異常内容、対応措置等の確認
- (オ) 本事業において留意すべき特性や固有の状況及び課題等の把握
- (カ) その他本市又は事業者が必要とする事項

イ 業務引継期間に引継ぎする内容

原則として、本項アの業務準備期間に引継ぎする内容と同じとする。

(3) その他

引継ぎの実施にあたって疑義がある場合は、本市及び事業者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。

10.2 廃棄物管理

- (1) 本事業により排出される廃棄物については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等を遵守するとともに、悪臭発生により周辺環境に影響が及ばないように適正に処分すること。
- (2) 建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、建設副産物適正処理推進要綱

(平成 14 年 5 月 30 日改正) 等の関係法令により適切に処理するものとする。

- (3) 本事業で排出される建設廃棄物を現場外に搬出して処理（再資源化施設、積み替え保管場所経由で最終処分）する場合、産業廃棄物管理表（マニフェスト表）を使用すること。
- (4) 処分に関する書類の作成については、本市の指示に従うこと。
- (5) 管渠内清掃等により発生した土砂は、発生の都度、下水道管理センター（中部析水苑）まで運搬し、沈砂池投入口へ投入すること。発生土砂の投入時は下水道管理センター職員が立会うものとし、投入口周辺に残った土砂は処理水を利用して流し込むとともに、スクリーンに残ったゴミ等は仮置き場に除けておくこと。
- (6) 契約を締結した産業廃棄物処分場の事業許可証及び契約書の写しを市へ 1 部提出すること。また、委託運搬の契約を締結した場合も契約書の写しを市へ 1 部提出すること。
- (7) 産業廃棄物を運搬する際は、運搬車に下記の事項を表示するとともに、所定の書面を携帯すること。

項 目	表示事項	携帯する書面
排出事業者が自己運搬を行う場合(*)	「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」 「氏名又は名称」	「次に掲げる事項を記載した書類」 ・氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・運搬する産業廃棄物を積載した日 ・積載した事業所の名称、所在地、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先
許可業者が委託を受けて運搬する場合	「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」 「氏名又は名称」 「許可番号（下 6 けた）」	「産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し」 「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」

(*)「排出事業者」とは廃棄物を排出する者であり、建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請け負う者（元請業者）が該当する。

なお、使用する運搬車に表示事項が記載されていることが確認できる写真を撮影し、市へ提出すること。

10.3 性能規定

- (1) 事業者は、法定の保守点検（下水道法施行令第 5 条の 12）を実施する施設を特定し、本市と協議の上、適切に保守点検を実施すること。この場合、契約書及び本要求水準書等で定められた範囲内において、自らの裁量により、人員、時期、機器、方法などを決定することができる。
- (2) 事業者は、性能規定を達成するため、以下に示す評価項目の達成状況を業務履行期間にわたりセルフモニタリングし、達成できない場合は、モニタリング基本計画書に基づき、改善の方針及び計画を本市に報告し、改善の措置を講ずるものとする。

性能規定の指標

評価項目	性能規定	算定式
現地到着時間	現地到着時間 60 分以内	住民対応工における要望受付から現地に到着するまでに要した時間（分）及びマンホールポンプの警報対応工における警報発報から現地に到着するまでに要した時間（分）

（３）性能規定に掲げるもののほか、管理目標として、以下に示す業務指標（PI）を確認すること。

管理項目	目標値	算定式
道路陥没発生件数	年間道路陥没件数 ▼▼ 件/年・km 以下	下水道管路施設に起因する道路陥没件数（○件）／維持管理対象管路延長（510km）
下水道サービスに対する苦情件数	苦情件数 ◎◎件/年 以下	住民等から苦情件数

変数の名称と定義

変数の名称	定 義
道路陥没件数	1 年間に発生する下水道管路施設に起因する道路陥没及び舗装の落ち込み等の発生件数
維持管理対象管路延長	揖保川処理区内の維持管理管路延長（取付け管延長含まず）

（４）前項に掲げるもののほか、本事業を通じて、目標値を新たに設定することが有益な業務指標（PI）については、積極的に提案すること。

10.4 その他

- （１）契約書、要求水準書等本事業に係る図書に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、事業者の責任と負担において処理すること。
- （２）その他特に定めのない事項については、本市と協議の上処理すること。

目録（別紙）

【別紙１】	業務概要（参考）	53
	（１．２関係）	
【別紙２】	遵守法令等	62
	（１．４関係）	
【別紙３】	業務実施体制	63
	（１．５関係）	
【別紙４】	業務着手前後の提出図書	67
	（１．５関係）	
【別紙５】	業務履行期間中の提出図書	70
	（１．５関係）	
【別紙６】	業務完了時の提出図書	71
	（１．５関係）	
【別紙７】	準備資機材（参考）	72
	（１．５関係）	
【別紙８】	参考図書	73
	（１．５関係、３．２関係、７．２関係）	
【別紙９】	流入実績等（マンホールポンプ・雨水ポンプ場）	75
	（１．６関係）	
【別紙１０】	リスク分担表（案）	82
	（１．６関係）	
【別紙１１】	雨水ポンプ場及びマンホールポンプ点検の記録方法等	83
	（３．２関係、７．２関係）	
【別紙１２】	災害時維持修繕協定（案）	102
	（９．２関係）	

【別紙 1】業務概要（参考）

1 業務内容及び数量

（1）共通業務

ア 統括管理業務

業務内容	単位	数量	備 考
統括マネジメント工	式	1	各業務の横断的な把握・調整を行い、一元的な管理を実施する。

（2）管路施設の維持管理業務

ア 日常的業務

業務内容	単位	数量	備 考
住民対応工	式	1	揖保川処理区内を対象とし、事故対応工、他工事等立会工、修繕工と合わせて上限金額 5,500 万円（消費税等を含む。）とする。
事故対応工	式	1	揖保川処理区内を対象とし、住民対応工、他工事等立会工、修繕工と合わせて上限金額 5,500 万円（消費税等を含む。）とする。
他工事等立会工	式	1	揖保川処理区内を対象とし、住民対応工、事故対応工、修繕工と合わせて上限金額 5,500 万円（消費税等を含む。）とする。
修繕工	式	1	揖保川処理区内を対象とし、住民対応工、事故対応工、他工事等立会工と合わせて上限金額 5,500 万円（消費税等を含む。）とする。
巡視工〔簡易報告施設〕	m	510,000	揖保川処理区内の管路施設（取付管を除く。）全延長の 1 巡相当を対象とする。
定期清掃工	m	10,000	揖保川処理区内における伏越し管渠等、定期清掃が必要な管路施設を対象とする。

注．日常的業務に関する対象施設、実施時期、方法等は、点検・調査計画を踏まえて、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。

イ 計画的業務

業務内容	単位	数量	備 考
腐食環境下点検工	か所	86	揖保川処理区内における MP 吐出し先 36 か所と伏越し 7 か所を対象とする。

本管 TV カメラ調査工	m	7,454	揖保川処理区内における下水道本管のうち、管路点検において、異常が発見された内径 800mm 未満の管渠を対象とする。
本管テレビカメラ調査工	m	3,001	揖保川処理区内における下水道本管のうち、管路点検において、異常が発見された内径 800mm 以上 1,500mm 未満の管渠を対象とする。
本管潜行目視調査工 (800 mm以上～1,500 mm 未満)	m	584	揖保川処理区内における下水道本管のうち、管路点検において異常が発見された 800 mm以上 1,500mm 未満の管渠を対象とする。
本管潜行目視調査工 (1,500 mm以上)	m	105	揖保川処理区内における下水道本管のうち、管路点検において異常が発見された内径 1500 mm以上の管渠を対象とする。
管口カメラ点検工 (600 mm未満)	基	471	揖保川処理区内における下水道本管のうち、管内径 600mm未満の未調査のコンクリート管渠を対象とする。
管口カメラ点検工 (600 mm以上～2,000 mm 未満)	基	11	揖保川処理区内における下水道本管のうち、管内径 600 mm以上 2,000mm 未満の未調査のコンクリート管渠を対象とする。
浮流式カメラ点検工 (800 mm～2,000 mm以下、 立入無)	m	12,303	揖保川処理区内における下水道本管のうち、管内径 800mm 以上 2,000mm 未満の未調査のコンクリート管渠を対象とする。
地上点検工	か所	185	揖保川処理区内における下水道人孔のうち、人孔深が 3 m以下でコンクリート製の下水道本管に接続する未調査の人孔を対象とする。
地上点検工	か所	10377	揖保川処理区内における下水道人孔のうち、人孔深が 3 m以下で設置後 30 年以上経過した未調査の人孔を対象とする。
点検工	か所	408	揖保川処理区内における下水道人孔のうち、人孔深が 6 m以下で設置後 30 年以上経過した未調査の人孔を対象とする。

注．計画的業務に関する対象施設、実施時期、方法等は、点検・調査計画を踏まえて、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。

(3) 管渠の改築工事

ア 計画作成業務

業務内容	単位	数量	備 考
更新計画作成工	式	1	揖保川処理区内の管路施設を対象とし、施設情報の収集整理、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定する。

注．計画作成業務に関する対象施設、実施時期、方法等は、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。

イ 設計業務

業務内容	単位	数量	備 考
詳細設計（管渠更生工法）	m	4,210	管路包括第1期、第2期における未実施箇所及び業務履行期間中に発生する要対応箇所を対象とする。
詳細設計（マンホール更生工法）	か所	20	マンホール点検や目視調査により、著しい劣化が確認されたマンホールを対象とする。

注．設計業務に関する対象施設、実施時期、方法等は、修繕・改築計画を踏まえて、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。

ウ 改築工事

業務内容	単位	数量	備 考
改築工事（管渠更生工法）	m	4,210	管路包括第1期、第2期における未実施箇所及び業務履行期間中に発生する要対応箇所を対象とする。
改築工事（マンホール更生工法）	か所	20	マンホール点検や目視調査により、著しい劣化が確認されたマンホールを対象とする。

注．改築工事に関する対象施設、実施時期、方法等は、修繕・改築計画を踏まえて、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。

(4) 施設の維持管理業務

業務内容	単位	数量	備 考
マンホールポンプ維持管理業務	式	1	揖保川処理区内におけるマンホールポンプを対象とし、点検工及び警報対応工を行う。
雨水ポンプ場維持管理業務（仕様発注）	式	1	揖保川処理区内における雨水ポンプ場を対象とし、運転管理工、点検工及び警報対応工を行う。
計画事業用地維持管理業務	式	1	揖保川処理区内における計画事業用地を対象とし、計画事業用地管理工を行う。
雨水ポンプ場・マンホールポンプ等修繕工	式	1	揖保川処理区内における雨水ポンプ場、マンホールポンプ及び計画事業用地を対象とし、各年度の上限額を175万円（消費税等を含む。）とする。

注．日常的業務に関する対象施設、実施時期、方法等は、点検・調査計画を踏まえて、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。

(5) 施設の改築工事

ア 計画作成業務

業務内容	単位	数量	備 考
更新計画案作成工	式	1	揖保川処理区内の雨水ポンプ場及びマンホールポンプを対象とし、施設情報の収集整理、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定する。

注．計画作成業務に関する対象施設、実施時期、方法等は、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。

イ 設計業務

業務内容	単位	数量	備 考
詳細設計（マンホールポンプ）	式	1	点検等により、著しい劣化が確認されたマンホールポンプを対象とし、各年度の上限額を100万円（消費税等を含む。）とする。

注．設計業務に関する対象施設、実施時期、方法等は、修繕・改築計画を踏まえて、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。

ウ 改築工事

業務内容	単位	数量	備 考
改築工事（マンホールポンプ）	式	1	点検等により、著しい劣化が確認されたマンホールポンプを対象とし、各年度の上限額を 600 万円（消費税等を含む。）とする。

注．改築工事に関する対象施設、実施時期、方法等は、修繕・改築計画を踏まえて、事業者から提案を受けて、本市と事業者との協議により決定するものとする。

（４）災害対応業務

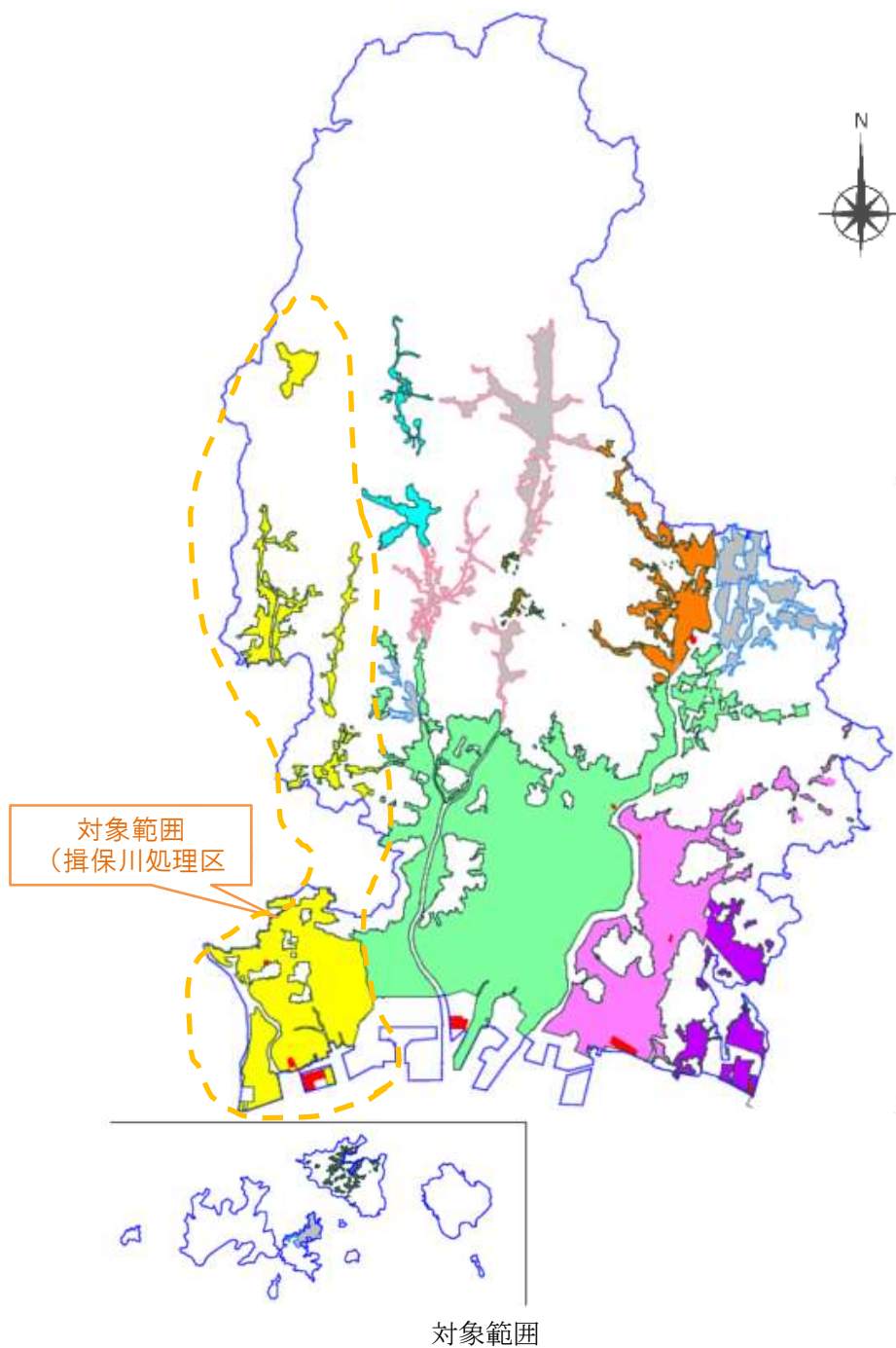
業務内容	単位	数量	備 考
被災状況把握等	式	1	災害時維持修繕協定の締結を想定
二次災害防止等緊急措置・対応	式	1	

注．災害対応業務の協定内容については、契約締結後、【別紙１２】（災害時維持修繕協定（案））に示す内容を基に、本市と事業者の間で協議の上作成する。

2 業務場所

本事業の業務場所は、姫路市網干区興浜ほか揖保川流域関連姫路市公共下水道（揖保川処理区内）とし、下図に示す範囲とおりとする。

ただし、本件施設と一体として取り扱うことが効率的な場合、若しくは、重大な施設の機能障害又は事故が発生した場合は、揖保川処理区内に限らず処理区境を越えて対象場所とする場合がある。



3 対象施設

管路布設延長（揖保川処理区）

施工年度	管種・延長（m）							合計（m）
昭和25年 ～ 令和6年	CP	DCIP	FRPM	HIVP	HP	PRP	RC	495,265
	6	437	1,205	262	65,942	72,525	49	
	SP	SUS	T	VP	VU	不明		
	647	91	19	328	353,571	184		

※下水道管路台帳令和7年5月時点

管路布設延長（旧安富処理区）

施工年度	管種・延長（m）				合計（m）
	HP	PRP	VP	VU	
不明	190		1,361	16,686	18,019
昭和61年				2,668	2,668
平成28年		147		41	188
平成30年		117			117
令和元年		4			4
令和3年		18			178
合計	190	285	1,361	19,178	21,013

※下水道管路台帳令和7年5月時点

※本事業の対象管路は、分流污水管、分流雨水管、合流管とし皮革管は含まない。管路施設には、マンホール、マンホール蓋、公共ます、取付管を含む。

マンホールポンプ施設概要

処理区	No.	施設名称	所在地	設置年度	施設概要
揖保川処理区	1	下伊勢ポンプ場	林田町下伊勢 641 番地	2019 年 3 月	水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.414m³/分 8.1m 1.5kW× 2 台
	2	中山下マンホールポンプ場	林田町中山下 96-2 付近	2007 年 3 月	水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.16m³/分 12.0m 2.2kW× 2 台
	3	福井マンホールポンプ場	網干区福井 171 番地	2008 年 3 月	水中汚水ポンプ φ 80 mm 0.823m³/分 29.0m 11.0kW × 2 台
	4	宮田マンホールポンプ場	網干区宮田 757 付近	1994 年 3 月	水中汚水ポンプ φ 80 mm 0.5m³/分 8.3m 2.2kW× 2 台
	5	太市マンホールポンプ場	太市 751 番地先	2002 年 3 月	φ 150mm 1.9 m³/分 12.0m 11kW×2 台
	6	興浜マンホールポンプ場	網干区興浜 96 番地 2	2011 年 3 月	φ 60mm 0.3 m³/分 3.5m 0.75kW× 2 台
	7	口佐見 No. 1 マンホールポンプ場	林田町口佐見 161 番地 2	設置 予定	
	8	口佐見 No. 2 マンホールポンプ場	林田町口佐見 178 番地 2	設置 予定	
	9	下伊勢 P 1 中継ポンプ場	林田町下伊勢 1012 番地	1999 年 5 月	水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.16m³/分 7.5m 1.5kW× 2 台
	10	下伊勢 P 2 中継ポンプ場	林田町下伊勢 647 番地 1	1999 年 5 月	水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.16m³/分 7.5m 1.5kW× 2 台
	11	上伊勢・大堤 P 1 中継ポンプ場	林田町上伊勢 958 番地	1999 年 8 月	水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.47m³/分 2.5m 0.75kW× 2 台
	12	上伊勢・大堤 P 2 中継ポンプ場	林田町上伊勢 753 番地	1999 年 8 月	水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.27m³/分 3.0m 0.4kW× 2 台
	13	上伊勢・大堤 P 3 中継ポンプ場	林田町上伊勢 130 番地 2	1999 年 8 月	水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.27m³/分 3.0m 0.4kW× 2 台
	14	上伊勢・大堤 P 4 中継ポンプ場	林田町大堤 274 番地	1999 年 8 月	水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.47m³/分 2.5m 0.75kW× 2 台
	15	上伊勢・大堤 P 5 中継ポンプ場	林田町大堤 387 番地	1999 年 8 月	水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.47m³/分 2.5m 0.75kW× 2 台
	16	上伊勢・大堤 P 6 中継ポンプ場	林田町大堤 536 番地	1999 年 8 月	水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.27m³/分 3.0m 0.4kW× 2 台
	17	上伊勢・大堤 P 7 中継ポンプ場	林田町上伊勢 788 番地 4	2021 年 3 月	水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.21m³/分 7.5m 1.5kW× 2 台
安富コミプラ	1	安富 M-1 中継ポンプ場	安富町安志 43 番 7 地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.32m³/分 10.6m 2.2kW
	2	安富 M-2 中継ポンプ場	安富町安志 1118 番 1 地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.17m³/分 2.6m 0.75kW
	3	安富 M-3 中継ポンプ場	安富町安志 918 番地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.17m³/分 2.6m 0.75kW
	4	安富 M-4 中継ポンプ場	安富町安志 852 番 2 地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.21m³/分 5.3m 0.75kW
	5	安富 M-5 中継ポンプ場	安富町安志 1017 番地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.17m³/分 3.1m 0.75kW
	6	安富 M-6 中継ポンプ場	安富町長野 1004 番 1 地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.17m³/分 4.1m 0.75kW

	7	安富 M-7 中継ポンプ場	安富町長野 79 番 1 地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.17m ³ /分 2.7m 0.75kW
	8	安富 M-8 中継ポンプ場	安富町長野 18 番 地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.17m ³ /分 1.7m 0.75kW
	9	安富 M-9 中継ポンプ場	安富町安志 1261 番 1 地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.17m ³ /分 2.7m 0.75kW
	10	安富 M-10 中継ポンプ場	安富町長野 355 番 1 地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.17m ³ /分 4.3m 0.75kW
	11	安富 M-11 中継ポンプ場	安富町長野 399 番 10 地先		水中汚水ポンプ φ 65 mm 0.21m ³ /分 6.2m 1.5kW
	12	安富 U-1 中継ポンプ場	安富町安志 1232 番 3 地先		水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.17m ³ /分 3.0m 0.4kW
	13	安富 U-2 中継ポンプ場	安富町安志 877 番 5 地先		水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.17m ³ /分 3.2m 0.4kW
	14	安富 U-3 中継ポンプ場	安富町安志 883 番 地先		水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.17m ³ /分 3.2m 0.4kW
	15	安富 U-4 中継ポンプ場	安富町長野 73 番 3 地先		水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.17m ³ /分 3.2m 0.4kW
	16	安富 U-5 中継ポンプ場	安富町長野 91 番 地先		水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.17m ³ /分 3.2m 0.4kW
	17	安富 U-6 中継ポンプ場	安富町長野 95 番 2 地先		水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.17m ³ /分 3.2m 0.4kW
	18	安富 U-7 中継ポンプ場	安富町長野 99 番 1 地先		水中汚水ポンプ φ 50 mm 0.17m ³ /分 3.2m 0.4kW
		長野ポンプ場	安富町長野 235 番 地 1	2025 年 12 月	φ 100mm 1.3 m ³ /分 4.4m 3.7kW×2 台

雨水ポンプ場施設概要

No.	施設名称	分流式/ 合流式	所在地	設置年度	施設概要
1	揖保川第一ポンプ場	分流式	網干区興浜 907	昭和 63 年 4 月	スクューポンプ 130m ³ /分×3 台 スクューポンプ 50 m ³ /分×1 台
2	揖保川第四ポンプ場	分流式	網干区興浜 1121-16	平成 27 年 4 月	スクューポンプ 140 m ³ /分×1 台 スクューポンプ 40 m ³ /分×1 台
3	網干雨水ポンプ場	合流式	網干区新在家 184	昭和 62 年 4 月	立軸軸流ポンプ 48.3 m ³ /分×1 台 立軸軸流ポンプ 32.2 m ³ /分×1 台
4	網干福神町ポンプ場	合流式	網干区新在家 343-3	昭和 35 年	1.0 m ³ /分×2 台

計画事業用地概要

No.	施設名称	所在地	敷地面積	備考
1	旧 西部処理場	網干区興浜 2093-8	4,367m ²	廃止残存施設あり
2	旧 下伊勢地区 農業集落排水処理施設	林田町下伊勢 641 番地	約 1,000m ²	廃止残存施設あり
3	旧 上伊勢・大堤地区 農業集落排水処理施設	林田町上伊勢 788 番地の 4	約 1,200m ²	廃止残存施設あり
4	旧 安志・長野地区 コミュニティ・プラント処理施設	安富町長野字整理 234 番地の 1	約 5,100m ²	廃止残存施設あり

【別紙2】遵守法令等

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- (4) 消防法（昭和 23 年法律 186 号）
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (7) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- (8) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- (9) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
- (10) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
- (11) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- (12) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
- (13) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (14) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (15) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法関連法規
- (17) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (18) 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）
- (19) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (20) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (21) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (22) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (23) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (24) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (25) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
- (26) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (27) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (28) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- (29) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (30) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (31) 姫路市下水道条例（昭和 35 年条例第 32 号）
- (32) 姫路市契約規則（昭和 62 年規則第 29 号）
- (33) 姫路市上下水道局契約規程（令和 4 年姫路市上下水道局管理規程第 7 号）
- (34) 姫路市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 78 号）

【別紙３】業務実施体制

1 業務実施体制

（１）実施体制

事業者は、本件契約締結後、速やかに本件契約の規定に基づく現場責任者及び管理技術者等を配置し業務実施の体制を整えること。

（２）対応体制の整備義務

事業者は、本市及び住民等の要請があった場合、その対象場所に迅速に到着し対応できるよう体制を整えること。この場合において、業務履行期間を通じて専門技術者を常駐させて所定の業務に従事させ、休日・夜間は電話及びメールでの対応を図り、24 時間 365 日緊急対応できる体制を整備すること。また、受付窓口及び窓口電話を設置したときは、速やかに住民等に対して周知徹底を図り、ワンストップサービスの実現に努めること。

（３）責任者の要件

本件各業務の責任者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

（４）統括管理業務の責任者

事業者は、統括管理業務の履行について、管理を行う責任者として統括管理責任者及び統括管理責任者を補佐する副統括責任者を定めること。

統括管理責任者及び副統括責任者は、本事業に係る入札説明書に定める配置予定技術者の要件を満たす者とする。

（５）管路施設の維持管理業務の責任者

事業者は、管路施設の維持管理業務の履行について、管理を行う責任者として本件各業務の現場責任者を定めること。

現場責任者は、本事業に係る入札説明書に定める配置予定技術者の要件を満たす者とする。

（６）マンホールポンプの維持管理業務の責任者

事業者は、マンホールポンプの維持管理業務の履行について、管理を行う責任者として本件各業務の現場責任者を定めること。

現場責任者は、本事業に係る入札説明書に定める配置予定技術者の要件を満たす者とする。

（７）雨水ポンプ場の維持管理業務の責任者

事業者は、雨水ポンプ場の運転管理業務の履行について、管理を行う責任者として本件各業務の現場責任者を定めること。

現場責任者は、本事業に係る入札説明書に定める配置予定技術者の要件を満たす者とする。

(8) 改築工事の責任者

事業者は、管路施設及びマンホールポンプに係る改築工事の履行について、管理を行う責任者として現場代理人を定めること。

また、事業者は、当該改築工事に配置する現場代理人、主任技術者等及び専門技術者として、本事業に係る入札説明書に定める配置予定技術者の要件を満たし、下水道施設の建設工事に関する技術及び経験を有する者を配置すること。各責任者及び技術者の役割は以下のとおりとする。

ア 現場代理人：事業者の代理人として工事現場の運営・管理全般を統括する責任者

イ 主任技術者等：建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項の規定に該当する場合にあっては主任技術者とし、同条第2項の規定に該当する場合にあっては監理技術者とし、同条第3項本文の規定に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同項第2号の規定に該当する場合にあっては監理技術者補佐とし、同条第5項の規定に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。

オ 専門技術者：建設業法第26条の2に規定する技術者

(9) 酸素欠乏危険作業主任者

事業者は、管路施設内、槽内等の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。

(10) 作業員等

事業者は、善良な管理者足り得る作業員等、履行補助者を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。

(11) 有資格者の配置

事業者は、関係法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置させなければならない。

(12) 主任技術者の専任の例外

主任技術者については、以下の条件を満たす場合に限り、専任義務が緩和され、他の工事を兼任できる場合がある。なお、監理技術者については、下請契約を締結する場合に限り配置が必要となるため、原則として専任義務の例外は設けられない。

ア 建築業法第26条第3項各号による場合

ウ 事業期間が長期にわたる契約における工事が発生しない期間は、非専任期間を別途協議により定める場合において、主任技術者の専任義務が緩和

2 業務に伴う登録内容確認書作成、登録

(1) 受注登録

事業者は、受注時又は変更時において予定総額（消費税含む。）が100万円以上の業務について、受注時の業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職

員の確認を受けた上、契約後、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日等の休日をいう。以下同じ。）を除き 10 日以内に業務実績情報システム（TECRIS）に受注登録を行わなければならない。なお、テクリスへの登録は、原則として「1 契約につき 1 件」の単位で行う必要があることに留意すること。

ただし、本件契約は複数年契約にわたる長期契約であることから契約期間中における各年度の履行実績を証明するため、事業者の求めに応じて、本市は当該年度における履行内容、履行期間及び履行金額等を記載した履行証明書を発行するものとする。この場合において、当該履行証明書に基づき整理された年度ごとの実績は、テクリス登録とは別に、実績証明等の目的において活用できるものとする。

（2）変更登録

下記のいずれかに該当する変更の場合、事業者は、変更があった日から閉庁日を除き 10 日以内に変更登録を行わなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ア 業務委託料の変更

イ 業務履行期間の変更

ウ 技術者（本件契約の規定に基づく現場責任者等）の変更

（3）完了登録

事業者は、業務完了（業務完了届の提出日）後、閉庁日を除き 10 日以内に、完了登録を行わなければならない。

なお、テクリスに登録すべき業務委託料については、代表単価ではなく、契約単価による発注予定総額であるが、完了時においては予定総額を実績総額に修正して登録するものとなるので、注意すること。

（4）訂正手続き

登録内容確認書の内容に誤りがあった場合、事業者は、適宜、訂正手続きを行わなければならない。

（5）登録内容確認書の提出

（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が事業者に届いた際には、その写しを監督職員に提出しなければならない。

3 建設工事に伴う登録内容確認書作成、登録

（1）受注登録

事業者は、受注時又は変更時において予定総額（消費税含む。）が 500 万円以上の建設工事について、受注時の工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上、契約後、閉庁日を除き 10 日以内に工事实績情報システム（CORINS）に受注登録を行わなければならない。なお、コリンズへの登録は、原則として「1 契約につき 1 件」の単位で行う必要があることに留意すること。

ただし、本件契約は複数年契約にわたる長期契約であることから契約期間中における各年度の履行実績を証明するため、事業者の求めに応じて、本市は当該年度における履行内容、履行期間及び履行金額等を記載した履行証明書を発行するものとする。この場合において、当該履行証明書に基づき整理された年度ごとの実績は、コリンズ登録とは別に、実績証明等の目的において活用できるものとする。

(2) 変更登録

下記のいずれかに該当する変更の場合、事業者は、変更があった日から閉庁日を除き 10 日以内に変更登録を行わなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ア 請負代金額の変更

イ 工期の変更

ウ 技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）の変更

(3) 竣工登録

事業者は、工事竣工（工事しゅん工届の提出日）後、閉庁日を除き 10 日以内に、竣工登録を行わなければならない。

なお、コリンズに登録すべき請負代金額については、代表単価ではなく、契約単価による発注予定総額であるが、竣工時には予定総額を実績総額に修正して登録するものとなるので、注意すること。

(4) 訂正手続き

登録内容確認書の内容に誤りがあった場合、事業者は、適宜、訂正手続きを行わなければならない。

(5) 登録内容確認書の提出

（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が事業者に届いた際には、その写しを監督職員に提出しなければならない。

【別紙４】業務着手前後の提出図書

提出図書名	提出 部数	提出時期／記載事項等
【共通】		
暴力団排除に関する誓約書	1	契約締結前
事業費内訳書	1	契約締結後 14 日以内／総価契約単価合意方式における単価合意の基礎資料
全体業務計画書	1	契約締結日から 14 日以内
セルフモニタリング実施計画書	1	契約締結日から 14 日以内
実施体制表	1	業務開始前及び変更時
緊急連絡体制表	1	業務開始前及び変更時
災害対応連絡体制表	1	業務開始前及び変更時
身分証明書発行申請書	1	業務着手前／業務で必要な場合
第三者賠償責任保険等加入証明書類	1	契約締結後速やかに
再委託届	1	再委託契約締結後速やかに
再委託先の暴力団排除に関する誓約書	1	再委託契約締結後速やかに
その他本市が求める図書	必要 部数	指定期日までに
【統括管理業務、維持管理業務】		
業務着手届	1	業務着手時
統括管理責任者設置届	1	選任時及び変更時
副統括責任者設置届	1	選任時及び変更時
現場責任者設置届	1	選任時及び変更時
技術者選任届	1	要求水準書で選任を求める場合
技術者の資格等を証する書類	1	業務着手前
実務経験証明書	1	業務着手前／実務経験を証する場合
工程表	1	契約締結日から 7 日以内
社内検査員届	1	選任時及び変更時
業務実績情報システム（テクリス）の登録内容確認書	1	契約後 10 日以内（閉庁日は除く）に登録する

提出図書名	提出 部数	提出時期／記載事項等
業務実績情報システム（コリンズ）の 登録内容確認書	1	契約後 10 日以内（閉庁日は除く）に 登録する／建設工事を伴う場合
【設計業務】		
業務着手届	1	業務着手時
管理技術者設置届	1	選任時及び変更時
照査技術者設置届	1	選任時及び変更時
技術者選任届	1	要求水準書で選任を求める場合
技術者の資格等を証する書類	1	業務着手前
実務経験証明書	1	業務着手前／実務経験を証する場合
工程表	1	契約締結日から 7 日以内
社内検査員届	1	選任時及び変更時
業務実績情報システム（テクリス）の 登録内容確認書	1	契約後 10 日以内（閉庁日は除く）に 登録する
【改築工事】		
建設業退職金共済証紙購入確認書	1	契約締結前／該当する場合
工事等着手届及び現場代理人等選任届	1	工事着手時
主任技術者設置届	1	選任時及び変更時
監理技術者設置届	1	選任時及び変更時
社内検査員届	1	工事着手前
技術者選任届	1	要求水準書で選任を求める場合
技術者の資格等を証する書類	1	工事着手前
実務経験証明書	1	工事着手前／実務経験を証する場合
現場代理人の直接的な雇用関係にある ことを確認できる公的書類の写し	1	工事着手前
施工計画書	1	工事着手前又は契約後 30 日以内
施工体制台帳	1	下請契約を締結した場合
再下請負通知書	1	必要時
施工体系図	1	下請契約を締結した場合
現場代理人・技術者台帳	1	工事着手前

提出図書名	提出 部数	提出時期／記載事項等
工事用材料使用確認願（材料承認願）	1	使用前
業務実績情報システム（コリンズ）の 登録内容確認書	1	契約後 10 日以内（閉庁日は除く）に 登録する

【別紙５】業務履行期間中の提出図書

提出図書名	提出 部数	提出時期／記載事項等
【共通】		
年間業務計画書	1	毎事業年度開始日から１４日以内
月間業務計画書	1	翌月分を毎月２５日までに
月間業務報告書	1	毎月末
年間業務報告書	1	前年度分を事業年度開始日から１４日以内（最終年度分は業務履行期間終了日から１４日以内）
緊急連絡表	1	業務履行期間中、常時
打合せ記録簿	1	打合せの都度／工事打合せ簿の様式を「打合せ記録簿」に読み替える。
打合せ簿一覧表	1	随時（打合せ簿発行毎）／工事打合せ簿一覧表の様式を「打合せ簿一覧表」に読み替える。
設計図書等の確認書	1	必要時
損害発生通知書	1	発生後直ちに
事故発生報告書（速報）	1	発生後直ちに
事故報告書	1	本市が指示する期日までに
資料等貸与申請書	1	貸与前／資料貸与を受ける場合
支給材料等受領書	1	必要時
着手前後に提出した図書の変更届	1	変更時
その他本市が求める図書	必要 部数	指定期日まで
【統括管理業務、維持管理業務、設計業務】		
（共通提出書類による）		
請求書	1	毎月末
【改築工事】		
立会願	1	立会を必要とする時
工事打合せ簿	1	打合せの都度
工事打合せ簿一覧表	1	随時（打合せ簿発行毎）
工事履行報告書	1	毎月

【別紙6】業務完了時の提出図書

提出図書名	提出 部数	提出時期／記載事項等
【共通】		
成果品	1 式	業務完了時／業務の写真、図書等を紙及び電子データにて提出
請求書	1	検査合格後
業務完了報告書	1	業務履行期間終了日から14日以内
業務引継書（関連資料を含む）	2	業務履行期間終了日から14日以内
業務実績情報システム（テクリス）の登録内容確認書	1	業務完了後10日以内（閉庁日は除く）に登録する
業務実績情報システム（コリンズ）の登録内容確認書	1	業務完了後10日以内（閉庁日は除く）に登録する
その他本市が求める図書	必要 部数	指定期日までに
【統括管理業務、維持管理業務、設計業務】		
（共通提出書類による）		
完了報告書	1	業務完了時
【建設工事を伴う維持管理業務、改築工事】		
社内検査完了届	1	社内検査完了時
社内検査チェックリスト	1	社内検査完了時
工事等完了・進捗届	1	工事完了後直ちに
工事等目的物引渡書	1	検査合格後
出来形管理資料	1	工事完了時
品質管理資料	1	工事完了時
工事完成図	1	工事完了時
建設業退職金共済証紙受払簿	1	工事完了時／建設業退職金共済証紙を貼付した場合
建設業退職金共済証紙辞退届	1	工事完了時／建設業退職金共済証紙を辞退した場合（辞退理由を記載）
退職金共済手帳の写し	1	工事完了時／建設業退職金共済証紙を貼付した場合
被共済者の就労状況報告書	1	工事完了時／建設業退職金共済証紙を貼付した場合

【別紙 7】準備資機材（参考）

機 材 名	用 途 例
作業車両	維持管理業務等に使用
酸素濃度等測定器	管渠、マンホール内等の作業に際して使用
発電機・送風機	日常的業務、計画的業務、修繕工等に使用
取付管検査カメラ	取付管の破損等支障箇所の把握・延長の確認に使用
補修資機材	修繕工、事故対応業務等に使用
OA 機器	提出書類の作成等に使用
高圧洗浄車・強力吸引車	本管 TV カメラ調査に際しての管渠内清掃等に使用
本管用 TV カメラ搭載車	自走式 TV カメラ搭載車、本管の TV カメラ調査に使用
管口カメラ	巡視・スクリーニングにおける管渠内の点検・調査等に使用
絶縁抵抗測定器・接地抵抗測定器	マンホールポンプ及び雨水ポンプ場の点検等に使用
その他資機材	業務実施に必要なもの

※上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等のほか、業務の事務所の運営に必要な備品等を含む。なお、その他の機材については、本市と協議の上、本市の承諾を得て配備できる。

※上表は一例であり、業務実施に必要な資機材等は適宜準備すること。

【別紙8】 参考図書

- (1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (2) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）
（国土交通省）
- (3) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携（国土交通省）
- (4) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設維持管理積算要領－終末処理場、ポンプ場施設編－（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (11) 管更生の手引き（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (14) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (15) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (16) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（旧下水道管路施設腐食対策の手
引き（案））（日本下水道協会）
- (17) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (18) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (19) 水理公式集（土木学会）
- (20) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (21) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (22) 日本工業規格（JIS）
- (23) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針（JIS A 7501：2013）（日本規格協
会）
- (24) 下水道用マンホール蓋（JIS A 5506：2018）（日本規格協会）
- (25) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (26) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (27) 道路構造令の解説と運用（国土交通省、日本道路協会）
- (28) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (29) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (30) 港湾構造物設計技術基準（日本港湾協会）
- (31) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）

- (32) 下水道管路管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (33) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (34) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (35) 取付管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (36) マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (37) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (38) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (39) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (40) 事例ベースモデリング技術を用いた雨天時浸入水発生領域の絞り込みに関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (41) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (42) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (43) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (44) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
- (45) 姫路市土木工事共通仕様書
- (46) 兵庫県土木部土木工事共通仕様書
- (47) 兵庫県土木部土木請負工事必携
- (48) 兵庫県土木部土木工事施工管理基準
- (49) 土止め先行工法に関するガイドライン（厚生労働省労働基準局）
- (50) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省（現・国土交通省））
- (51) 姫路市ポンプ場及び樋門等操作要領

【別紙 9】流入実績等（マンホールポンプ・雨水ポンプ場）

1 基本的な考え方

本件施設のマンホールポンプ及び雨水ポンプ場への流入水量が、本基準に定める想定範囲内である場合は、通常の運転管理の範囲内の事象として取り扱い、事業者は適切に対応するものとする。

一方、年間総流入水量が想定値を著しく超過した場合については、ユーティリティ使用量の増加等を踏まえ、契約変更の対象とすることがある。

流入水量の変動による変更の対象となる費用は、電力費、燃料費とし、通信費は回線数の増減があった場合にのみ変更を行うものとする。

なお、流入水量が時間最大又は日最大の基準を超過した場合には、降雨等の外的要因による変動として扱い、当該超過が継続的に発生し、又は著しいと認められる場合には、本市と事業者の協議により対応を定めるものとする。

2 水量に関する流入基準

（1）マンホールポンプ（MP）

マンホールポンプにおける流入水量の基準は、各施設の設計図書及び維持管理実績を踏まえ、表 1 のとおりとする。また、参考として令和 5 年度から令和 7 年度の実績値を表 2 に示す。なお、通常運転の許容範囲を超過した場合は、「1 基本的な考え方」に基づき対応する。

表 1 マンホールポンプの流入水量基準

施設名称	年間総流入水量基準値 ($\text{m}^3/\text{年}$)	通常運転の許容範囲 (契約変更判定基準)
下伊勢 $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	2,635	想定年間総流入水量 $\pm 10\%$ の範囲内
中山下マンホール $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	460	
福井マンホール $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	2,118	
宮田マンホール $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	1,362	
太市マンホール $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	2,341	
興浜マンホール $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	217	
口佐見 No. 1 マンホール $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	供用開始前（参考値 8409）	
口佐見 No. 2 マンホール $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	供用開始前（参考値 1478）	
下伊勢 P 1 中継 $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	239	
下伊勢 P 2 中継 $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	303	
上伊勢・大堤 P 1 中継 $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	1,713	
上伊勢・大堤 P 2 中継 $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	39	
上伊勢・大堤 P 3 中継 $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	0	
上伊勢・大堤 P 4 中継 $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	349	
上伊勢・大堤 P 5 中継 $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	212	
上伊勢・大堤 P 6 中継 $\text{ホ}^\circ\text{ン}^\circ\text{プ}$ 場	29	

上伊勢・大堤 P 7 中継ポンプ場	2,664	想定年間総流入水量±10%の範囲内
安富 M-1 中継ポンプ場	8,214	
安富 M-2 中継ポンプ場	312	
安富 M-3 中継ポンプ場	302	
安富 M-4 中継ポンプ場	7,745	
安富 M-5 中継ポンプ場	432	
安富 M-6 中継ポンプ場	1,602	
安富 M-7 中継ポンプ場	224	
安富 M-8 中継ポンプ場	38	
安富 M-9 中継ポンプ場	557	
安富 M-10 中継ポンプ場	822	
安富 M-11 中継ポンプ場	4,900	
安富 U-1 中継ポンプ場	41	
安富 U-2 中継ポンプ場	0	
安富 U-3 中継ポンプ場	20	
安富 U-4 中継ポンプ場	164	
安富 U-5 中継ポンプ場	0	
安富 U-6 中継ポンプ場	318	
安富 U-7 中継ポンプ場	199	
長野ポンプ場	(旧コミプラ流入量) 172,867	
合計	213,436	年間総流入水量基準： 213,000 (m³/年)

表 2 マンホールポンプの流入水量実績

年度	年間総流入量実績値 (m³/年)
令和 5 年度	220,571
令和 6 年度	215,428
令和 7 年度	204,308
平均	213,436

(2) 雨水ポンプ場

雨水ポンプ場における流入水量の基準は、各施設の設計図書に基づく計画規模（計画降雨強度）及び維持管理実績を踏まえ、表 3 のとおりとする。また、参考として令和 3 年度から令和 7 年度の実績値を表 4 に示す。なお、通常運転の許容範囲を超過した場合は、「1 基本的な考え方」に基づき対応する。

表 3 雨水ポンプ場の流入水量基準

施設名称	年間総流入水量実績 (m³/年)	通常運転の許容範囲 (契約変更判定基準)
揖保川第一ポンプ場	446,680	想定年間総流入水量±10%の範囲内
揖保川第四ポンプ場	329,832	
網干雨水ポンプ場	53,555	
網干福神町ポンプ場	0	
合計	830,067	年間総流入水量基準：

		830,000 (m ³ /年)
--	--	-----------------------------

表4 雨水ポンプ場の流入水量実績

年度	年間総流入量実績値 (m ³ /年)	備考
令和3年度	914,997	
令和4年度	701,146	
令和5年度	817,200	令和5年4/14～令和6年3/27 網干雨水ポンプ場改修工事
令和6年度	388,932	令和6年5/1～令和7年10/31 揖保川第一ポンプ場改修工事
令和7年度	271,695	同上
平均	808,071	改修工事期間を除く

3 水量の計測条件

流入水量の計測に係る条件は、各施設の構造及び既設設備の状況を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 計測ポイント

流入水量の計測は、原則として各施設の流入状況を適切に把握できる地点において行うものとする。

(2) 計測方法

マンホールポンプ及び雨水ポンプ場においては流入水量の直接計測を行わないため、各ポンプの運転時間を基に、当該ポンプの吐出能力を乗じて流入水量を算定するものとする。

(3) 算定方法

流入水量は、各ポンプの運転時間に吐出能力を乗じて算定し、複数台運転の場合はその合計により算定するものとする。なお、間欠運転を行う場合は、その実運転時間を用いる。

(4) データの整理

流入水量の算定結果は、時間単位及び日単位で整理し、年間総流入水量については当該データを集計して算定するものとする。

(5) 異常時の取扱い

ポンプ能力の不具合、運転記録の欠損その他やむを得ない事由により適切な算定が困難な場合は、過去の運転実績、類似期間のデータ等を踏まえ、本市と事業者の協議により合理的に補正するものとする。

(6) ポンプ能力の取扱い

算定に用いるポンプ能力は、各施設の設計図書に基づく定格能力を基本とする。ただし、経年劣化、設備更新その他の要因により実能力と乖離がある場合は、本市と事業者の協議により補正するものとする。

4 水量計測の留意事項

(1) 著しい変動及び継続的な超過の判断

著しい変動又は継続的な超過に該当するか否かについては、流入状況、運転実績、施設能力等を踏まえ、本市と事業者の協議により総合的に判断するものとする。

(2) 計測値の信頼性の確保

流入水量の算定に用いる運転時間及びポンプ能力については、適切な記録及び管理を行い、その信頼性を確保するものとする。

(3) 設計条件との関係

流入基準は、各施設の設計条件に基づき設定するものであり、施設能力を超える流入が発生した場合の対応については、本市と事業者の協議により定めるものとする。

5 ユーティリティ調達単価

(1) マンホールポンプ（MP）

マンホールポンプにおけるユーティリティ調達単価は、各施設の設計図書及び維持管理実績を踏まえ、表5のとおりとする。また、参考として令和5年度から令和7年度の実績値を表6及び表7に示す。

表5 マンホールポンプ年間総ユーティリティ調達料金

項目	年間調達額①	対象数量②	調達単価 (①/②)
電力料	2,852,922 円/年	213,436 m ³ /日	13.366 円/m ³
通信料	744,648 円/年	32 回線	-

表6 マンホールポンプの電力調達実績

年度	使用量	年間調達額
令和5年度	63,041kwh/年	2,596,760 円/年
令和6年度	62,828kwh/年	2,986,760 円/年
令和7年度	55,394kwh/年	2,975,245 円/年
平均	60,421kwh/年	2,852,922 円/年

表7 マンホールポンプの通信調達実績

施設名称	支払い先	通報装置メーカー	令和8年度月額	回線種別
下伊勢ポンプ場	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線
中山下マンホールポンプ場	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線

福井マンホールポンプ場	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線
宮田マンホールポンプ場	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線
太市マンホールポンプ場	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線
興浜マンホールポンプ場	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線
口佐見 No. 1 マンホールポンプ場	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線
口佐見 No. 2 マンホールポンプ場 (設置予定)	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線
下伊勢 P 1 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
下伊勢 P 2 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
上伊勢・大堤 P 1 中継ポンプ場	鶴見	-	3,092 円/月	一般電話回線
上伊勢・大堤 P 2 中継ポンプ場	鶴見	-	3,162 円/月	一般電話回線
上伊勢・大堤 P 3 中継ポンプ場	鶴見	-	3,092 円/月	一般電話回線
上伊勢・大堤 P 4 中継ポンプ場	鶴見	-	3,084 円/月	一般電話回線
上伊勢・大堤 P 5 中継ポンプ場	鶴見	-	3,084 円/月	一般電話回線
上伊勢・大堤 P 6 中継ポンプ場	鶴見	-	3,092 円/月	一般電話回線
上伊勢・大堤 P 7 中継ポンプ場	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線
安富 M-1 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-2 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-3 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-4 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-5 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-6 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-7 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-8 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-9 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-10 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 M-11 中継ポンプ場	小松電気産業	-	2,310 円/月	携帯電話回線
安富 U-1 中継ポンプ場	小松電気産業	-	1,804 円/月	携帯電話回線
安富 U-2 中継ポンプ場 (未接続)	小松電気産業	-	-	-
安富 U-3 中継ポンプ場	小松電気産業	-	1,804 円/月	携帯電話回線
安富 U-4 中継ポンプ場	小松電気産業	-	1,804 円/月	携帯電話回線
安富 U-5 中継ポンプ場 (未接続)	小松電気産業	-	-	-
安富 U-6 中継ポンプ場	小松電気産業	-	1,804 円/月	携帯電話回線
安富 U-7 中継ポンプ場	小松電気産業	-	1,804 円/月	携帯電話回線
長野ポンプ場	NTT 西日本	コルソス	550 円/月	携帯電話回線

(2) 雨水ポンプ場

雨水ポンプ場におけるユーティリティ調達単価は、各施設の設計図書及び維持管理実績を踏まえ、表 8 のとおりとする。また、参考として令和 3 年度から令和 7 年度の実績値を表 9 から表 12 に示す。

表 8 雨水ポンプ場年間総ユーティリティ調達料金

項目	年間調達額①	対象数量②	調達単価 (①/②)
電力料	2,135,716 円/年	808,071 m ³ /年	2.642 円/m ³
通信料	346,500 円/年	3 回線	-
重油	264,600 円/年	808,071 m ³ /年	0.327 円/m ³
水道	103,664 円/年	-	-

表 9 雨水ポンプ場の電力調達実績

年度	使用量	年間調達額
令和 3 年度	63,887kwh/年	2,563,962 円/年
令和 4 年度	65,944kwh/年	2,947,969 円/年
令和 5 年度	58,508kwh/年	2,218,091 円/年
令和 6 年度	22,633kwh/年	1,327,074 円/年
令和 7 年度	18,463kwh/年	1,621,486 円/年
平均	45,887kwh/年	2,135,716 円/年

表 10 雨水ポンプ場の通信調達実績

施設名称	支払い先	通報装置メーカー	令和 8 年度月額	回線種別
揖保川第一ポンプ場	NTT 西日本	コルソス	11,550 円/月	専用光回線
揖保川第四ポンプ場	NTT 西日本	コルソス	11,550 円/月	専用光回線
網干雨水ポンプ場	NTT 西日本	コルソス	11,550 円/月	専用光回線
網干福神町ポンプ場	-	-	-	-
合計			34,650 円/月	415,800 円/年

表 11 雨水ポンプ場の重油調達実績

年度	使用量	年間調達額※ 1
令和 3 年度	1,861 L/年	278,256 円/年
令和 4 年度	1,691 L/年	252,838 円/年
令和 5 年度	1,757 L/年	262,706 円/年
令和 6 年度	387 L/年	57,864 円/年
令和 7 年度	93 L/年	13,905 円/年
平均※ 2	1,770 L/年	264,600 円/年

※ 1 単価は R8.7 単価としている

※ 2 改修工事期間を除く

表 1 2 雨水ポンプ場の水道調達実績

年度	使用量	年間調達額
令和 3 年度※ 1	88.0 m ³ /年	86,824 円/年
令和 4 年度※ 1	83.0 m ³ /年	86,824 円/年
令和 5 年度※ 1	170.0 m ³ /年	102,743 円/年
令和 6 年度	3.0 m ³ /年	68,428 円/年
令和 7 年度	10.0 m ³ /年	103,664 円/年※ 2
平均	71.0 m ³ /年	103,664 円/年

※ 1 R3, 4, 5 の使用量が多いのは工事、漏水の影響

※ 2 平均は R7 料金改定があったため、R7 単年としている

【別紙１０】リスク分担表（案）

大分類	中分類	小分類	No.	内容	分担		
					本市	事業者	共同
共通リスク	契約リスク	入札説明書	1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に 関するもの等	●		
		契約締結	2	落札者と契約が結べない又は契約手続きに時間 がかかる場合			※
		応募	3	落選時の応募コスト損失に係わるもの		○	
		業務範囲変更	4	事業者の責に帰すべき事由による部分解約、委 託業務範囲の変更		○	
		要求水準変更	5	要求水準の変更に伴うもの	●		
		契約不適合	6	事業期間中、要求水準を満たせない場合		○	
		情報漏洩紛失	7	重要な情報の漏洩・紛失			※
		法令違反	8	法令違反を犯した場合			※
		虚偽報告隠匿	9	重大な虚偽報告、情報の隠匿			※
	政治リスク	立法化	10	民活事業立法化	●		
		政治	11	政権交代、議会承認	●		
		法令	12	事業に直接影響を与える関連法令（税制度を除く） の変更、新設等	●		
			13	上記以外の当該事業全てに影響を及ぼすもの（税制 度を除く）		○	
		許認可	14	許認可の取得、遅延等			※
		税制	15	法人税の変更		○	
			16	新税や消費税率の変更	●		
		公共支援	17	法律、協定、契約で定められた公共支援が実施され ないリスク	●		
	経済リスク	資金調達	18	資金を確保できないことによる支払の遅延、不能			※
		物価	19	物価の上昇による維持管理費、工事費等の増加			◎
		金利	20	金利の変動		○	
		為替	21	急激な為替レートの変動		○	
	社会リスク	住民問題	22	当該施設の設置・運営に対する住民の反対運動	●		
			23	調査・工事に係る住民反対運動、訴訟		○	
		第三者賠償	24	調査・建設・運営段階において第三者に及ぼした損 害に関するもの		○	
		環境問題	25	騒音・振動・光・臭気等に関するもの		○	
		異常事態	26	大地震等の自然災害、戦争、暴動等	●		
		不可抗力	27	風水害、地震及び暴動等の不可抗力による損害	●		
	計画段階	調査リスク		28	測量や地質等の調査不足、ミスに起因する場合		○
			29	上記以外の公共が実施した調査に関するもの	●		
設計リスク			30	設計ミス等に起因する場合		○	
			31	上記以外の公共が提示条件、指示の不備・変更によ るもの	●		
調査遅延リスク			32	環境アセス・公聴会等で計画の変更・遅延するもの		○	
建設段階リスク	用地リスク	建設予定地	33	用地買収・収用の遅れ、用地費が予算を超過する場 合	●		
		資材置き場	34	廃棄物の保管基準違反		○	
		地中障害物	35	以前に建っていた建物の基礎（コンクリートガラ） や建築廃材等	●		
	関連インフラ整備リスク		36	公共が関連して実施する事業の遅れ	●		
	工事費超過リスク		37	公共の指示による工事費の増大	●		
			38	上記以外の理由による工事費の増大		○	
	工事遅延リスク		39	工事が契約より遅延する場合		○	
	完工リスク		40	工事が完成しない場合		○	
	性能リスク		41	施設が定められた仕様・規格を満たさず、手直しが 必要となる場合		○	
	施設破損リスク		42	施設を引き渡す前に生じた施設や材料の破損		○	
	その他リスク	デフォルトリスク	43	契約不履行、不可抗力等による事業破綻			◎
		施設性能リスク	44	事業期間終了時における施設の性能確保		○	

凡例：●本市、○事業者、◎協議事項、※原因者が負担

【別紙 1 1】雨水ポンプ場及びマンホールポンプ点検の記録方法等

目次

1. 雨水ポンプ場標準点検基準表
2. 雨水ポンプ場点検表（機械設備）（1/3）
3. 雨水ポンプ場点検表（機械設備）（2/3）
4. 雨水ポンプ場点検表（機械設備）（3/3）
5. 雨水ポンプ場点検表（電気設備）（1/4）
6. 雨水ポンプ場点検表（電気設備）（2/4）
7. 雨水ポンプ場点検表（電気設備）（3/4）
8. 雨水ポンプ場点検表（電気設備）（4/4）
9. 雨水ポンプ場定期点検表
10. 雨水ポンプ場出水期前点検仕様書
11. 雨水ポンプ場非常用発電機及びポンプ用原動機点検頻度
12. 雨水ポンプ場消防設備点検特記仕様書
13. 雨水ポンプ場浚渫業務特記仕様書
14. マンホールポンプ標準点検基準表（参考）

1. 雨水ポンプ場標準点検基準表

1. 保守点検作業の内容

1) 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、さび及び臭気、音により正常か否かを判断する作業。（例：油漏れ、軸受けの異音、摩耗、シール面の当り、カップリングの空隙、ボルトのゆるみ等）

2) 触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。（例：振動、グラインドパッキン部の過熱等）

3) 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。（例：電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等計器の値を読み取り、正常か否かを判断する。）

4) 測定作業

各機器の摩耗状態及び作動が、正常か否か測定機器（温度計、振動計、回転計等）を使用して調べる作業。確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点が異なる。（例：軸受温度測定、振動測定、絶縁抵抗測定等）

5) 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。（例：チェーンの張り具合調整、ベルトの張り具合調整、計器の零点調整等）

6) 分解清掃作業

機器の点検清掃及び消耗品交換作業。（例：グラインドパッキン、メカニカルシール、カップリングゴム、フリクトレベルスイッチ、潤滑油の交換、閉塞物、スケール等の除去）ただし、性能に関わる分解作業は専門メーカーに委託する。（例：ポンプ、回転機器等）

7) 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する作業。

必要により計算を行って、機器の状態を判断する。

2. 雨水ポンプ場点検表（機械設備）（1/3）

設備 名称	機 器 名	分 類	日 常 点 検	定 期 点 検			
				1 週 間	1 ヶ 月	そ の 他	
(1) 沈砂池設備	ゲート	手動式	1 開度確認 2 油量の確認（油圧式）	1 作動確認	1 作動確認（開閉時間の測定と電流値の確認含む） 2 ネジ部のグリス塗布	6ヶ月	1 リミットスイッチの作動確認
		電動式				1年	1 油の劣化状況の確認（油圧式） 2 シート及びスピンドルの損傷確認
		油圧式					
		自重降下式					
	除塵機械	手掻バースクリーン	1 モータ、減速機の油面、温度、異音、振動の確認 2 スクリーンかすの除去	1 停止機器を稼動させてレーキの走行状態、チェーンの状態確認	1 チェーンの張り調整 2 グリスの補給、チェーンへのオイル補給	6ヶ月	1 取付ボルトのゆるみ 2 ワイヤロープの伸び、リミットスイッチの作動確認
		連続式自動除塵機				1年	1 チェーン、シャービン、スプロケットホイールの摩耗状況の測定 2 減速機潤滑油の交換
		間欠式自動除塵機					
		ロープ懸垂形					
		ロープ台車形					
	除砂機械	Vバケットコンベヤ式	1 モータ、減速機の油面、温度、異音、振動の確認	1 停止機器を稼動させて駆動部、チェーンバケットの確認	〈Vバケットコンベヤ式〉 除塵機械に準じる	〈Vバケットコンベヤ式〉 除塵機械に準じる	
		サンドポンプ式			〈サンドポンプ式〉 1 電流値の測定	1年 1 本体の損傷確認	
	洗浄装置	フライトコンベヤ式	1 異音、振動、液位、作動の確認		除塵機械に準じる	除塵機械に準じる	
		かくはん槽式 ドラム回転式					
	搬出機械	フライトコンベヤ	1 温度、異音、振動の確認	1 停止機器を稼動させて、走行状態、ローラの回転状態、ワイヤの損傷確認	1 ベルト、チェーンの張りの調整 2 グリスの補給	6ヶ月	1 取付ボルトのゆるみの確認 2 リミットスイッチの作動確認
		ベルトコンベヤ				1年	1 チェーン、シャービン、スプロケットホイールの摩耗の測定 2 潤滑油の交換
		スキップホイスト					
	貯留ホッパ	油圧式	1 スクリーンかす、沈砂の貯留状況、全閉状況、油圧、油面の確認			1年	1 リミットスイッチの作動確認
パワーシリンダ式							
スライドゲート式							
(2) 主ポンプ設備	ポンプ	立軸斜流ポンプ	1 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動の確認 2 グランドバックシン、メカニカルシールの確認	1 軸受温度の設定 2 グランドバックシン、メカニカルシールの調整	6ヶ月	1 取付ボルトのゆるみ確認 2 グリス交換 3 振動測定 4 カップリングゴムの摩耗の確認	
		立軸渦巻斜流ポンプ					
		水中汚水ポンプ					
		スクリューポンプ					
	ポンプの駆動装置	電動式	固定速 可変速	巻線形 カゴ形 巻線形 カゴ形	1 電流値、異音、温度の確認	1年	1 ブラシ、スリップリングの摩耗の確認及びブラシの清掃
		ディーゼル機関		1 振動、油漏れ、ボルトのゆるみの確認	自家発電設備に準ずる	自家発電設備に準ずる	

3. 雨水ポンプ場点検表（機械設備）（2/3）

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検		
					1 週 間	1 ケ 月	そ の 他
(2) 主ポンプ設備	バルブ	仕切弁	手動式、電動式	1 開度の確認 2 漏れ確認		1 作動確認 2 グランドパッキン、メカニカルシールの確認	1 年 1 グリス補給
		蝶形弁	手動式、電動式				
		逆止弁	スイング式、フラップ式				
	天井クレーン	手動式 電動式			1 作動確認	別表の定期自主点検表に準ずる (クレーンなど安全規則準拠)	1 年 別表の定期自主点検表に準ずる (クレーンなど安全規則準拠)
(3) 脱臭設備	活性炭吸着塔	横向流式	一段式	1 漏れの確認 2 差圧の確認			2 ケ月 1 臭気測定
			多段式				
		上向流式	一段式				
			多段式				
	脱臭ファン			1 異音、温度、振動、圧力の確認		1 Vベルトの張りの調整 2 グリスの補給	1 年 1 羽根の損傷確認
(4) 空気調和設備	冷却塔	冷却塔		1 散水状況の確認			
	空気調和機	パッケージ形空調機		1 圧力、温度、異音の確認			6 ケ月 1 フィルタ水洗い 2 Vベルトの張り確認
		ユニット形空調機					
		小形クーラ					
		パネル形エアフィルタ					
		自動巻取エアフィルタ					
		電気集塵機					
	ポンプ	空調用ポンプ		1 異音、温度、圧力、水漏れ、振動の確認 2 グランドパッキン、メカニカルシールの確認		1 グランドパッキン、メカニカルシールの確認	6 ケ月 1 取付ボルトの増し締め 2 Vベルトの摩耗損傷の確認 3 振動測定 4 カップリングゴムの摩耗の確認 1 年 1 点検清掃
		ボイラ用給水ポンプ					
		油ポンプ					
(5) 換気設備	送風機	送風機		1 異音、温度、振動の確認			1 年 1 羽根の損傷の確認
		換気扇					
		屋上ルーフファン					
		排煙機					
	風道	吹出口及び吸込口		1 吹出口、吸込口の異物付着の確認		1 ダンパの開閉確認	
		ダンパ類					

4. 雨水ポンプ場点検表（機械設備）（3/3）

設備 開名	機 器 名	分 類		日 常 点 検	定 期 点 検			
					1 週 間	1 ヶ 月	そ の 他	
(6) その他の設備	重油貯蔵施設 (本体槽)			1 貯留量の確認 2 漏れの確認（地上式）		1 エア抜きパイプのスケール除去	別表の定期自主点検表に準ずる	
	床排水ポンプ	槽外形	直結形	1 油量確認 2 作動、異音の確認		1 排水槽の確認	6ヶ月	1 排水槽内堆積物除去
		水中ポンプ					1年	1 点検清掃
	配管			1 漏れ確認				
	破碎机	配管型			1 異音、温度、振動の確認 2 異物の除去			1年
水路型				2 カッタの刃の交換（適宜）				

5. 雨水ポンプ場点検表（電気設備）（1/4）

設備名	機 器 名	分 類	日 常 点 検	定 期 点 検		
				1 週 間	1 ヶ 月	そ の 他
(1) 受変電・動力設備	電線路	架空電線路			1 標識、保護柵の状況確認 2 電線の高さ、他の工作物、植物との離隔距離の確認 3 端末部の腐食損傷の確認	1年 1 外部、接地部の損傷、腐食、過熱、変形ゆるみの確認
		地中電線路				
		母線				
	接地線	接地線			1 端子箱の異常の確認	
	受変電設備	PAS、断路器、遮断器、避雷器、計器用変成器、開閉器類	1 外観損傷の目視点検 2 表示器等による異常の有無確認		1 異物の付着確認 2 損傷、油漏れ及びき裂の確認 3 指示計、表示灯類の確認 4 異音、異臭、振動の確認 5 油量の確認 6 温度の確認	1年 1 外部、接続部の損傷、腐食、過熱、変形ゆるみの確認 2 付属装置の機能確認
		配電用変圧器				
		コンデンサ類				
		高圧リアクトル				
		ヒューズ類				
		保護継電器				
		高周波抑制装置				
		その他付属設備				
	負荷設備	コントロールセンタ	1 異音、振動、過熱、異臭の確認 2 表示器等による異常の有無確認			1年 1 外部、接続部の損傷、腐食、過熱、変形ゆるみの確認 2 付属装置の機能確認 3 特定対象機器（水中ポンプ等）の絶縁抵抗測定
		可変速制御装置				
		補助継電器、制御盤				
		電動機				
		現場操作盤				
		照明設備				
(2) 自家発電設備	機関	ディーゼル			1 外観の確認、保守運転 2 損傷、油漏れ及びき裂の確認、清掃 3 指示計、表示灯類の確認 4 異音、異臭、振動の確認 5 温度の確認	3ヶ月 1 ボルト、ナットのゆるみ点検
		ガスタービン				
	発電機					1年 1 実負荷運転
	燃料小出槽		1 外観、油量の確認		1 油漏れの確認 6ヶ月	1 水分、スラッジの有無確認

6. 雨水ポンプ場点検表（電気設備）（2/4）

設備名	機 器 名	分 類	日 常 点 検	定 期 点 検		
				1 週 間	1 ケ 月	そ の 他
(2) 自家発電設備	燃料ポンプ		1 外観の確認 2 異音、温度、圧力、弁開度、油漏れ、振動等の確認 3 グランドパッキンの調整			6ヶ月 1 取付ボルトのゆるみの確認 2 振動測定 3 カップリングゴムの摩耗状況の確認 1年 1 潤滑油の確認 2 点検清掃
	コンプレッサ 始動用空気槽				1 ベルト、ドレン、圧力の確認	3ヶ月 1 充てん時間の確認
	減圧水層				1 水位の確認	
	冷却水槽					
	冷却水ポンプ				1 外観の確認 2 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動等の確認 3 グランドパッキンの調整	6ヶ月 1 取付ボルトのゆるみの確認 2 振動測定 3 カップリングゴムの摩耗状況の確認 1年 1 潤滑油の確認 2 点検清掃
	ラジエータ				1 水温の確認	
	熱交換器					
	潤滑油冷却器				1 油漏れの確認	
	温度調節弁				1 外観の確認	
	給水装置	(ボールタップなど)			1 水量の確認	
	始動用バッテリー		直流電源装置に準じる			
	配電盤類	発電機盤			1 異音、過熱、異臭の確認 2 表示器等による異常の有無確認	1年 1 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2 開閉器、昇降装置の作動確認
		自動始動盤				
		補機盤、現場操作盤				

7. 雨水ポンプ場点検表（電気設備）（3/4）

設備名	機 器 名	分 類	日 常 点 検	定 期 点 検		
				1 週 間	1 ヶ 月	そ の 他
(3) 制御・計装用電源設備	蓄電池	制御弁式鉛	1 電圧の確認		1 全セルの電槽、き裂、変形損傷、漏液の確認 2 電圧、温度の確認	6ヶ月 1 架台等の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離、沈殿物の色相極板湾曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷の確認
		ベント式鉛				
		アルカリ				
		蓄電池盤				
	直流電源装置 無停電電源装置	整流器、充電器	1 異音、過熱、異臭の確認 2 表示器等による異常の有無確認		1 電圧、電流の確認	1年 1 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2 開閉器類の作動確認
		インバータ				
		電源分岐盤				
		切換装置				
(4) 電線設備	架空電線路					1年 1 外観の確認 2 碍子のき裂確認 3 取付ボルトのゆるみ確認 4 ハンドホール内の点検清掃
	地中電線路					
	ケーブル配管					
(5) 計装設備	指示計器類	指示計	1 外観の確認 2 指示状況の確認		1 ゴミ、ほこりの除去 2 記録紙の交換 3 インク、ペン部分の清掃及び交換 4 スライド部の清掃、給油	1年 1 零点調整 2 清掃
		記録計				
		積算計				
		調節計				
		ループコントローラ				
		演算器				
		警報設定器				
		手動設定器				
	共通機器類	電源装置	1 外観の確認			1年 1 清掃
		ディストリビュータ				
		信号変換機				
		避雷器				
	計測装置	現場計装盤	1 外観の確認 2 指示状況の確認			1年 1 零点調整 2 清掃
		液位計				
		開度計				
		流量計				
		重量計				
		圧力計				
		温度計				
		回転数計				

8. 雨水ポンプ場点検表（電気設備）（4/4）

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
				1週間	1ヶ月	その他
(6) 監視制御設備	監視装置	監視操作盤	1 外観の確認 2 計器の異常の有無確認 3 表示灯の異常確認			1年 1 冷却ファン、フィルタの状態確認
		計装盤、変換器盤				
	制御装置	制御盤、補助継電器盤	1 外観の確認 2 表示灯の異常確認			1年 1 冷却ファン、フィルタの状態確認
		シーケンスコントローラ類				
	情報処理装置	中央処理装置	1 外観の確認 2 室温、湿度の確認			1年 1 冷却ファン、フィルタの状態確認
		表示装置				
		出力装置				
		遠方監視制御装置				
		その他の制御装置				
	工業用テレビ					
(7) 付帯設備	照明設備		1 外観の確認 2 表示灯の異常確認			1年 1 照明効果、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線の確認
	動力設備					
	自動火災報知設備					
	電話設備					
	拡声器設備					
	テレビ共聴設備					
	避雷針設備					
	電気時計設備					
	外灯設備					

9. 雨水ポンプ場定期点検表

1 圧力容器定期自主点検表

項目		点検事項
本体		損傷の有無
付属品	ふたの締付けボルト	摩耗の有無
	管及び弁	損傷の有無

点検頻度 第一種圧力容器は、月1回

第二種圧力容器は、年1回

2-1 クレーン定期自主点検表

(月1回)

項目		点検事項
安全装置	渦巻防止装置、その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具（フック、グラブバケット）		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤 開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

2-2 クレーン定期自主点検表

(年1回)

項目		点検事項
作動試験		吊り上げ、走行、旋回 トロリの横行等の作動
安全装置	渦巻防止装置、その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具（フック、グラブバケット）		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤、開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

注 労働安全衛生法の規定及びクレーン等安全規則（昭和47年9月30日労働省令第34号）による。

3 地下タンク貯蔵所定期点検記録表

事業所名			所在地				
点検対象	設置許可年月日・番号						
	危険物の種類・品名・数量・倍数						
点検実施者	危険物取扱者	所属					
		氏名					
		免状の区分			免状番号		
	上記以外の者	会社名					
		所属					
		氏名					
		立会危険物取扱者	所属				
			氏名				
			免状の区分			免状番号	
		危険物保安監督者	氏名			免状の区分	
点検年月日	年 月 日		保存期限	年 月 日			

点検項目		点検内容	点 検 方 法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
上部スラブ		亀裂、陥没、不等沈下の有無	目視		
タンク本体		漏洩の有無	*注 1		
通気管等	通気管	位置、固定の適否	目視		
		腐食、損傷の有無	目視		
		引火防止網の脱落、腐食、 目詰まりなどの有無	目視		
	安全弁	腐食、損傷の有無	目視		
		作動状況	取外しによる 機能試験		
計測装置	自動覚知装置	損傷の有無	目視		
		作動状況及び指示の適否	目視		
	圧力計	損傷の有無	目視		
		取付部のゆるみなどの有無	目視		
		指示状況	目視		
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
漏洩検知管		変形、損傷、土砂等の堆積の有無	*注 2		
注入口		蓋の閉鎖状況	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
注入口ビット		亀裂、損傷、滲油、滲水、土砂等 の体積の有無	目視		
		油種別表示の有無	目視		

点検項目		点検内容	点 検 方 法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
配管等	配管	漏洩の有無	*注3		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定の適否	目視		
	点検ボックス	亀裂、損傷、滯油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	バルブ	漏洩、損傷の有無	目視		
		開閉機能の適否	作動確認		
	電気防食設備	端子箱の損傷、土砂堆積、端子のゆるみなどの有無	目視		
防食電位（電流）の適否		電位計による測定			
ポンプ設備等	ポンプ	漏洩の有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定ボルトの腐食及びゆるみなどの有無	目視及びテストハンマなどによる		
	ポンプアース	断線の有無	目視		
		取付部のゆるみなどの有無	目視		
		接地抵抗の適否	接地抵抗計による測定		
付帯設備等	囲い、床、ためます、油分離槽	損傷の有無	目視		
		滞水、滯油、土砂堆積等の有無	目視		
	建屋及び付属設備	屋根、壁、開口部等の損傷の有無	目視		
		換気設備の作動状況	目視		
電気設備	配電盤、分電盤	損傷の有無、防水機能の適否	目視		
		防爆型機器等の機能の適否	目視		
	遮断器	損傷の有無	目視		
		遮断機能の適否	作動確認		
		防爆型機器等の機能の適否	目視		
	コンセント、配線	損傷の有無	目視		
		絶縁抵抗の適否	絶縁抵抗計による測定		
		防爆型機器等の機能の適否	目視		
	電動機	損傷の有無	目視		
		結合部のゆるみなどの有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
		防爆型機器等の機能の適否	目視		
	接地	損傷、結合部のゆるみなどの有無	目視		
		接地、抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
移動タンク用 接地電極	損傷、結合部のゆるみなどの有無	目視			
	接地、抵抗値の適否	接地抵抗計による測定			
標識、掲示板		取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視		

点検項目	点検内容	点 検 方 法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
警報装置	損傷等の有無	目視		
	作動状況	作動確認		
消火器	位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
蒸発防止設備	損傷等の有無	目視		
	切替弁の作動状況	目視		

注 1 検尺棒、自動覚知装置等により終業時、始業時ごとに危険物量を計ることによって、漏洩の有無を確認し記録しておくこと。

2 長尺棒等により確認するとともに併せて漏洩危険物の有無についても確認すること。

3 配管のうち地下に埋設されているものについては、点検ボックス等において確認すること。

備考 1 措置内容欄に記入できない場合は、別紙に記載し添付すること。

2 点検項目中、ポンプ設備等及び電気設備については、当該地下タンク貯蔵所の付属設備としての許可設備である場合について記入すること。

10. 雨水ポンプ場出水期前点検仕様書

◆閘門、陸閘、樋門・樋管等 点検結果表

令和 年 月 日作成

施設名	所在地		河川路線標 (左・右岸)		完成年月日 最新許可日	
施設管理者	機関名	担当者	電話番号	点検年月日	点検者	氏名
	堺陸市	下水道管理センター	079-324-2500			
点検項目	確認内容 (□:チェックボックス)			点検結果 ○:問題なし ×:問題あり ―:該当なし 問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載		
施設本体の損傷状況	①施設本体の損傷状況 ②河川及び周辺への影響の有無 □その他					
取付護岸(堤防めぐる)の維持状況	①施設周辺の護岸のクラック ②横断め(流出・陥没等)に異常がないか □その他					
漏水監視工の維持状況	□漏水監視工に損傷がないか □その他			―		
適正な操作状況	①既往操作記録簿に問題ないか □その他					
ゲートの開閉状況	①ゲートの開閉(水漏れ、開度状況等)に問題ないか動作確認 □その他					
施設周辺の通防の異常等の状況	①占有敷地面積(内)に占有範囲に隣接する箇所の場合に該当する異常がないか □その他					
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況(現状と整合しているか)	①操作規程等に基づいた操作ルールとなっているか ②情報連携体制を整備 □その他					
管理(点検)体制の整備状況	①管理担当責任及び年・月点検の実施体制について確認 □その他					
占有地及びその周辺の清掃・除草の実施状況	①占有地の清掃・除草がされているか(東西時期・通時) □その他					
その他施設管理状況	①苗木・産物土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか □その他					
第三者の安全利用状況	①第三者に同じ危険がないか(転落防止柵、管理標、立入禁止標等) □その他					
その他						
前回の点検事項の内容	特になし		改善の有無及び内容	特になし		
備考						

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し使用する。
※点検結果は出水期前に設置者に提出してもらい、河川管理表にて確認し、必要な指導、助言等を行う。

11. 雨水ポンプ場非常用発電機及びポンプ用原動機点検頻度

施設名	対象	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
揖保川第一ポンプ場	非常用発電機									D	
	ディーゼルポンプ_No.1								D		
	ディーゼルポンプ_No.2								D		
	ディーゼルポンプ_No.3								D		
揖保川第四ポンプ場	非常用発電機	D									
	ディーゼルポンプ_No.2	F									
網干雨水ポンプ場	非常用発電機						D				
	ディーゼルポンプ						D				

※図の記号はメーカー標準D点検、F点検を示す。

1 2. 雨水ポンプ場消防設備点検特記仕様書

(1) 目的

消防法第 17 条 3 の 3 による法定点検を実施し、消防用設備等を適正に管理するため、業務を実施する。

(2) 対象施設

対象施設は、揖保川第一ポンプ場及び揖保川第四ポンプ場とする。

(3) 内容

業務範囲は、消防用設備等の点検（以下「点検」という。）及び消防指定の様式の点検結果報告書各 2 部の提出までとする。また、点検の内容及び方法並びに各施設の消防用設備等は以下のとおりとする。

施設数量

設備名称	単位	数量	
		揖保川第四ポンプ場	揖保川第一ポンプ場
消火器	台	12	8
誘導灯	台	6	3

設備の種類及び点検内容・方法

消防用設備等の種類	点検の内容、及び方法	点検回数
誘導灯・誘導標識・消火器具	外観及び機能点検	2 回

(4) 一般事項

- ・点検の実施にあたっては、本市と事前に点検日時等の打ち合わせを行い、必要に応じて現地調査を行い、疑義のおこらないよう努めること。
- ・点検にあたり、官公庁への必要な諸手続きは事業者が行い、その場合の費用は事業者の負担とする。また軽微な相違については、契約金額の増額はしない。
- ・点検する際は、消防法等法令を遵守し、かつ、安全対策を施す等保安上支障のないよう行うこと。
- ・必要に応じて現場写真を撮り、検査記録と共に遅滞なくファイルに綴じて提出のこと。

(5) 特記事項

- ・事業者の業務担当責任者は、本市との連絡を密にし、業務が円滑に進捗するよう図ると共に事故防止に努め、また本業務が施設の運転に支障をきたさないよう十分に注意すること。
- ・日々の点検業務終了後は後片付けし、本市に連絡の後、退場すること。

- ・消火器については半年毎に全数外観点検を行う。さらに点検実施時において、製造から5年を超え10年以下のものは、種別毎に対象の本数の10%以上について、内部及び機能点検を行うこと。内部及び機能点検実施の際は製造年の古いものから抽出すること。内部及び機能点検後に消火器を再設置する際には、新品での再設置を可とする。再設置等により消火器製造年一覧表の数量、経過年数が変更された場合は変更後の表を電子データにて提出すること。

消火器種別及び本数（製造年別）

施設名称		消火器具種別・本数（参考）								
		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
揖保川第四ポンプ場	10型(蓄圧)						2	2	2	6
揖保川第一ポンプ場	10型(蓄圧)					8				

1 3. 雨水ポンプ場浚渫業務特記仕様書

(1) 対象のポンプ場の沈砂池、ポンプ井について、下記のとおり浚渫を行うこと。

回数	:	業務履行期間中に計4回（対象施設は状況に応じて調整）
規模	:	網干福神町ポンプ場 5 m ³ 程度
		上記以外 50 m ³ 程度

(2) 業務遂行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。

(3) 注意事項

- ア 作業実施にあたっては事前に浚渫を行う場所、日時について協議し、流入水量が少ない日時に行い事故防止に努めること。
- イ 作業開始前には換気を行い、安全を確認した上で実施するとともに、作業中においても酸素及び有毒ガス濃度の測定、換気を行い安全に留意すること。
- ウ 適正な作業員数を配置し、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者に従事させること。
- エ 使用する機材、消耗品及び材料等は受託者の負担とする。
- オ 作業の際には設備機器等を損傷しないよう十分注意すること。
- カ 運搬車両は浚渫物の流出、水漏れ、飛散、悪臭のないような構造を有すること。
- キ 運搬の際、浚渫物の積替保管、他の廃棄物との混合を行わないこと。
- ク 作業終了後、作業場所の清掃に努めること。

1 4. マンホールポンプ標準点検基準表

1. 保守点検作業の内容

1) 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、さび及び臭気、音により正常か否かを判断する作業。(例：油漏れ、軸受けの異音、磨耗、ボルトのゆるみなど)

2) 触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。(例：振動等)

3) 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。(例：電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等計器の値を読み取り、正常か否かを判断する。)

4) 測定作業

各機器の磨耗状態及び作動が、正常か否か測定機器（温度計、振動計、回転計等）を使用して調べる作業。確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点が異なる。(例：振動測定、絶縁抵抗測定等)

5) 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。(例：計器の零点調整等)

6) 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する作業。

設備名	機器名	分類	巡回時点検 (2回/月 以上を標準)	定期点検 (1回/年 以上を標準)
水 汚 (1)	着脱式水中汚水ポンプ	ボルテックスタイプ	1. 異音、振動、圧力、電流値の確認	1. 着脱装置の機能確認 2. 腐食の確認 3. 軸封部の確認 4. グランドパッキンの確認
		吸込みスクリュータイプ		
		ノンクロッグタイプ		
作 操 (2)	現場操作盤		1. 外観（汚損、損傷）、過熱の確認 2. 計器指示値、表示灯の確認 3. 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズの確認 4. 自動警報装置、漏電遮断機の作動確認	1. 絶縁及び接地抵抗値測定
管 配 (3)	配管		1. 漏水、ジョイント部の確認	
方 遠 (4)	自動通報装置 (N T T一般回線)	(ポンプ場側)	1. 異音、振動、過熱の確認 2. 破損の確認	1. 取付け機器、プラグインのゆるみ 2. コネクタ、端子接続部のゆるみ
	中央監視装置（パソコン） 電話機 F A X 等	(管理所側 遠方側)		
装 計 (5)	水位計	投込式圧力式		1. レベルスイッチによるポンプの作動確認 2. 指示計の零点調整
		気泡式		

【別紙 1 2】災害時維持修繕協定（案）

災害時維持修繕協定（案）

姫路市上下水道局（以下「甲」という。）と[単独企業又はグループの名称]（以下「乙」という。なお、乙がグループを結成している場合は、[代表企業の名称]（以下「グループの代表企業」という。）、[全ての構成員の名称]から構成される複数の企業とする。）とは、地震又は風水害等の災害により甲の管理する市内全域を対象とする下水道施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、甲の管理する被災した協定下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（支援要請）

第 2 条 復旧支援協力に関する、甲の連絡窓口は姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター、乙の連絡窓口は代表企業とする。

2 甲は、乙に対し災害により被災した協定下水道施設の復旧支援協力を要請するときは、支援内容を記した文書により行うものとする。ただし、緊急時の支援要請は、文書によらず口頭又は電話で行うことができるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲から前項の規定による復旧支援協力の要請があった場合は、特段の事由が無い限り、必要な人員、機材等をもって支援を行うものとする。

（支援業務の内容）

第 3 条 この協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。

- （1）被災状況の把握及び被災内容の調査
- （2）二次災害防止等緊急措置及び応急復旧対応
- （3）その他甲及び乙の協議により定めるもの

2 乙は、要求水準書その他関係書類に基づき支援業務を行うものとする。

（費用）

第 4 条 この協定に基づき乙が行った支援業務のために要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用の算定については、乙の見積を参考に甲の積算による。

3 第 1 項の費用については、甲乙が別に契約を締結し、乙の請求に応じて甲が支払うものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳及び設備台帳の図面等を電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管すること。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙を構成する企業（以下「構成員」という。）に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の構成員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(報告)

第7条 乙は、甲からこの協定に基づく要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し、書面により報告するものとする。

2 乙は、「揖保川処理区下水道管路施設維持管理等業務委託（管理・更新一体マネジメント方式）」（以下「本事業」という。）の履行開始日における災害時に備えて、支援協力が可能な構成員並びに提供可能な車輛等の機器及び人員を、甲に報告するものとする。

(広域被災)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、これらの組織の活動と支援活動の相互調整を行うが、乙は可能な限り甲の要請事項を実施するために必要な措置をとるものとする。

(協定期間)

第9条 本協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、本事業の業務履行期間の満了、若しくは、甲又は乙から書面による意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は各条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方

への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

3 乙は、甲が他企業と締結している以下の協定書等を遵守し、相互に協力すること。

(1) 協定の名称 : 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

協定の相手方 : 姫路市管工事業協同組合

協定の内容 : 災害時における下水道管路施設の緊急点検、緊急措置、応急復旧など復旧支援協力に関すること。

協定期間 : 平成 31 年 3 月 25 日 (締結日) から令和 6 年 3 月 31 日まで (協定の解除又は変更の意思表示がなければ、1 年ごとに更新)

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和[]年[]月[]日

甲	住所	兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地	
	氏名	姫路市	
		姫路市上下水道事業管理者	松浦 正宗
乙	住所	[]	
(グループの代表企業)	氏名	[]	
		[]	印
乙	住所	[]	
	氏名	[]	
		[]	印
乙	住所	[]	
	氏名	[]	
		[]	印